

# 国際農林業協力

## JAICAF

**Japan Association for  
International Collaboration of  
Agriculture and Forestry**

特集：アジア森林パートナーシップ—関係国、国際機関、NGO等の協力による  
アジアにおける森林再生・保全への取組—

世界の持続可能な森林経営の推進とアジア森林パートナーシップ  
アジア森林パートナーシップ（AFP）を通じたアジア諸国等との協力の意義  
アジア森林パートナーシップと違法伐採対策  
国際林業研究センター（CIFOR）研究員から見たアジア森林パートナーシップ  
市民社会から見たアジア森林パートナーシップ

Vol. 28 (2005)  
No. 6

社団法人  
国際農林業協力・交流協会

巻頭言

アジアの森林パートナーシップとモデルフォレストネットワーク

小澤 普照 ..... 1

特集：アジア森林パートナーシップ - 関係国、国際機関、NGO 等の  
協力によるアジアにおける森林再生・保全への取組 -

世界の持続可能な森林経営の推進とアジア森林パートナーシップ

宮園 浩樹 ..... 2

アジア森林パートナーシップ (AFP) を通じたアジア諸国等との協力の意義

岩崎 平 ..... 8

アジア森林パートナーシップと違法伐採対策

小林真一郎・鈴木憲一 ..... 16

国際林業研究センター (CIFOR) 研究員から見たアジア森林パートナーシップ

藤間 剛 ..... 21

市民社会から見たアジア森林パートナーシップ

岡崎 時春 ..... 28

---

本誌既刊号のコンテンツ及び一部の号の記事全文 (pdf ファイル) を JAICAF ウェブページ (<http://www.jaicaf.or.jp/>) 上で、みることができます。



## アジアの森林パートナーシップと モデルフォレストネットワーク

海外林業コンサルタント協会会長  
小 澤 普 照

2006年3月、京都で、環日本海アカデミックフォーラム（世話人代表藤本和貴夫・大阪経済法科大学学長）主催の「北東アジア地域における森林持続マネージメント」をテーマとするシンポジウムが開催され、筆者もコーディネーターという役割で参加した。今回のシンポジウムは、平成18年度において、正式な立ち上げが予定されている「京都モデルフォレスト」の支援シンポジウムとしての性格を持つものであった。

したがって参加国も、日、中、韓の三カ国のほか、カナダから国際モデルフォレストネットワーク事務局のアジア地域担当者が参加して意見交換や現地検討が行われた。

モデルフォレスト活動を一言でいえば、森林の持続を目標とする流域などの地域におけるステークホルダーによるネットワークの形成とパートナーシップに基づく協働プロジェクト活動を主体としているものである。この場合、ステークホルダーの範囲が大変広いことに特徴がある。根底にあるものは、地域森林を地域全体すなわち企業体、大学、行政、NGO、住民などが共有しているという考え方である。つまり地域総ぐるみの活動により、地域固有の森林を巡る問題の解決を図り、或いは人と森との共生の推進を行うなど多彩な

活動を目指している。

アジアにおけるモデルフォレストは、現在、中国、タイ、フィリピン、インドネシア、インドで活動が行われており、今後、日本（京都モデルフォレスト）のほか、韓国からの参加者の発言によれば韓国においても立ち上げが見込まれるとのことである。

世界全体では、1992年発足のカナダの11地域をはじめ、中南米、北欧、ロシアなどで活動が行われており、アジア地域を併せて、30前後の地域でモデルフォレスト活動が存在している。これらのモデルフォレストは、国際モデルフォレストネットワークに加入することによって相互交流が行われ、問題解決に役立っている。

アジア森林パートナーシップもネットワークとパートナーシップで成立するものと理解しているが、このような取組が成功するためには、希望するグループや個人は総て参加できる仕組みのほか、日本国内においても活動の一翼を担う、フィールドや活動センターなどを整備することも有効と考える。このことは、有為な人材に活躍の場を与えるために或いはまた人材の育成と交流のためにも大切なことである。

モデルフォレストネットワークとの交流も高い成果を期待し得るものであることはいうまでもない。

## 世界の持続可能な森林経営の推進と アジア森林パートナーシップ

宮園 浩樹

地球規模での「持続可能な森林経営 (Sustainable Forest Management)」の推進方策については，1992年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された国連環境開発会議 (UNCED，いわゆる「地球サミット」)を一つの契機として，国連を中心に国際的な対話が進められてきたところである。

一方で，国際社会においては，このような対話の継続にも拘わらず，世界の森林の減少・劣化が依然として高い水準で進行していることに対して，それら手法の限界，あるいは内在する問題点等について様々な指摘が行われてきていることも事実であり，そのような状況の中で，世界の持続可能な森林経営の具体的な進展に向けて，地域レベルでの対話・取組をより重視する方向性を模索する動きも出てきている。

そこで，本稿では，世界の森林資源の現状や国際的な議論などを紹介しつつ，その中におけるアジア森林パートナーシップ (AFP) の意義及び可能性等とともに，AFP が世界の持続可能な森林経営の推進にどのように貢献していけるかについて，若干の私見を述べることにしたい。

### 世界の森林・林業の動向

#### - 地域間格差の拡大 -

世界の森林・林業の現況に関する包括的な報告書である国連食糧農業機関 (FAO) の「Global Forest Resources Assessment 2005 (FRA2005)」(世界森林資源評価 2005)<sup>(1)</sup>によれば，2005年時点の世界の森林面積は39億5千万haで，陸地面積の約30%を占めている。そのうち66%は，国別上位10カ国に分布している(ロシア，ブラジル，カナダ，アメリカ，中国，オーストラリア，コンゴ民主共和国，インドネシア，ペルー，インド)。

2000年から2005年における世界の森林面積は，年平均約730万ha減少している。1990年から2000年は約890万ha<sup>(2)</sup>であったことから，若干，減少のペースが低下してきてはいるものの，依然として高い水準であることに変わりない。

地域別には，南米及びアフリカの両地域が

<sup>(1)</sup> 「Global Forest Resources Assessment 2005」はサマリーが2005年11月に発表され，その後メインレポートが2006年2月の国連森林フォーラム第6回会合(UNFF6)中に発表された(内容はFAOのHP(<http://www.fao.org/forestry/index.jsp>)を参照されたい。)

<sup>(2)</sup> FRA2000では1990～2000年における世界の森林の年平均減少面積は940万haとなっているが，FRA2005の集計作業において過去のデータについても修正が行われた。

年平均400万ha以上のペースで減少しているのに対して、アジアでは年平均で約100万ha増加(1990年～2000年は79万haの減少)していることが注目される。これは、中国における近年の大規模な植林面積の増加(年平均約150万ha)に負うところが大きい。一方で、インドネシア、ミャンマーなどでは天然林を中心に依然として森林面積の大幅な減少が続いている。

FRA2005は、森林面積だけでなく持続可能な森林経営の進捗状況を把握するための6つの要素(森林資源の状況、生物多様性、森林の健全性と活力、森林の生産的機能、森林の保護的機能、社会・環境的機能)<sup>(3)</sup>を用いて、世界の森林の状況を把握・分析しており、その中で、地域毎の現状について、アフリカ地域では過去15年間の持続可能な森林経営の進捗状況は限定的であり、南米地域、アジア地域は肯定的な部分及び否定的な

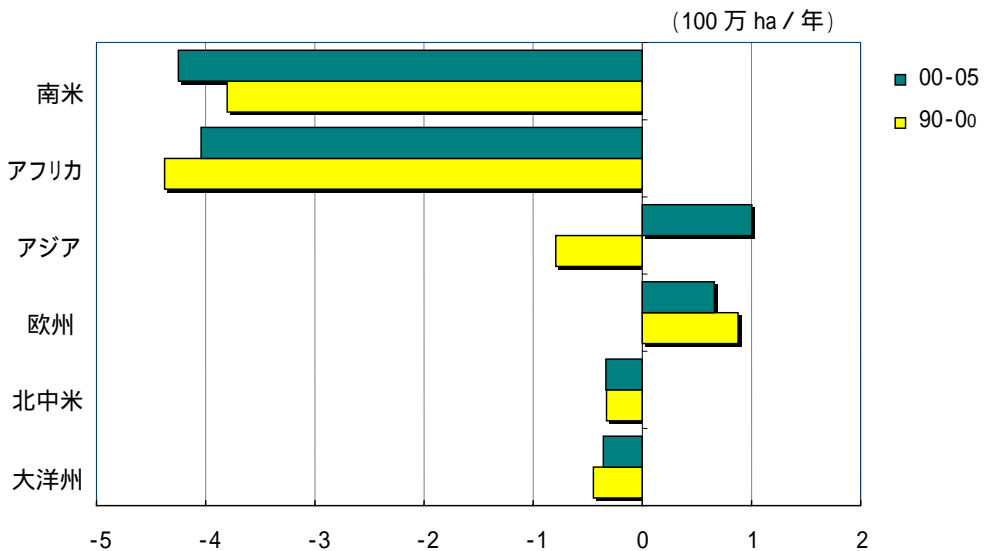
部分とが混在している状況にあるとしている。

### 国連森林フォーラム (UNFF) における議論の動向

- 地域レベルでの取組重視へ -

平成18年2月13日(月)から24日(金)まで、ニューヨークの国連本部において国連加盟国100カ国以上が参加して開催された国連森林フォーラム第6回会合(UNFF6)には、我が国から筆者を含む林野庁、外務省及び環境省より関係者が出席したところであるが、その最大の論点が、1992年の地球サミット以降、国連の場で継続して行われてきた世界の森林に関する法的拘束力を伴う枠組(いわゆる「森林条約」)の可否であった。

地球サミットでは法的拘束力を伴う「森林条約」に関して、先進国対途上国と言ったいわゆる南北間の対立などからコンセンサスが得られず、その結果、全ての森林を対象とす



資料: FAO Global Forest Resources Assessment 2005

図 世界の地域別森林面積の年変化量 (1990～2005)

る「森林原則声明」<sup>(4)</sup>が採択され、これがその後の国際的な森林問題に関する取組や政策対話の基礎をなしてきたところであるが、UNFF 6では、最終的に、2015年までは法的拘束力を伴わない枠組とすることで合意し、2015年に再度、法的拘束力を伴う枠組を含む様々な選択肢について検討を行うこととなった。

なお、今回の合意事項の中で、2015年までの世界的な目標として、森林の減少傾向の反転、森林由来の経済的・社会的・環境的便益の強化、保護された森林及び持続可能な森林経営がなされた森林面積の大幅な増加と同森林からの生産物の増加、持続可能な森林経営のためのODAの減少傾向の反転等の4目標について合意がなされたところであるが、その議論の過程において感じたことは、従前の南北間の対立と言った構図だけではなく、途上国の間においても、それぞれの置かれている森林の状況、抱えている問題点が異なることなどから温度差が見られたことである。

このような国際会議においては、先進国対途上国グループであるG77プラス中国が対峙することが往々にしてあるが、UNFFにおいては、途上国が一枚岩ではなく、アフリカグループ、アマゾン諸国等が、独自のスタンスで交渉に臨み、アジアの途上国については、全体としての統一した発言はほぼ皆無であった。その中で、上記目標については、特に、アフリカ諸国が、現在の状況下では、2015年までにアフリカ地域で進展を求めることは困難であることを強く主張していたことが印象的であった。

なお、今回の議論の中では、これまでのUNFFのようなグローバルな対話について、より実効性を高める観点から、我が国を始め

多数の国々から地域レベルでの取組を強化すべきとの意見が出され、その結果、UNFFと既存の地域の組織、メカニズム、プロセス等との連携を強化していくことが合意されたところである。

その結果、これまで毎年行っていたUNFF会合は、UNFF 8からはグローバルレベルでの会合は隔年で実施し、その間の年は地域レベルでの対話・取組を進めていくこととなったところであり、筆者としては、その地域レベルでの対話・取組の一つとしてアジア森林パートナーシップが果たす役割が今後ますます高まっていくことが期待されると感じているところである。

なお、今次会合中に、我が国等が中心となってアジア森林パートナーシップのこれまでの成果等について発表するサイドイベントを実施したところ、各国・関係機関等から多数の出席者があり、活発な意見交換が行われるなどAFPに対する国際社会の関心の高さが伺われたことも付言しておく。

---

<sup>(3)</sup> 持続可能な森林経営の進捗状況を客観的・科学的なデータ等により把握するための「基準・指標(Criteria and Indicators)」には、現在、世界で、我が国の参加しているモントリオール・プロセスを含む9つの取組があり、FAOによれば2000年時点で149ヵ国がそのうちの少なくとも一つに参加している。UNFF6においては、各国はそれら9つの基準・指標に共通する7つの要素(森林資源の状況、生物多様性、森林の健全性と活力、森林の生産的機能、森林の保護的機能、社会・経済的機能、法令・政策及び制度的枠組)を考慮して、国別報告書を自主的にUNFFに提出することが合意された。

<sup>(4)</sup> 正式名称「全ての種類の森林の経営、保全及び持続可能な開発に関する世界的な合意のための法的拘束力のない権威ある原則声明」(Non-Legally Binding Authoritative Statement of Principles for a Global Consensus on the Management, Conservation and Sustainable Development of All Types of Forests)

## アジア森林パートナーシップの現状について

アジア森林パートナーシップ (AFP) は、アジア地域の持続可能な森林経営の推進を目的として、関係国・国際機関・NGO などが違法伐採対策、森林火災予防、荒廃地の復旧と再植林等の活動に協働的に取り組むための枠組として、2002 年に南アフリカ共和国ヨハネスブルクで開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議 (World Summit on Sustainable Development: WSSD)」において、我が国とインドネシア政府の提唱によりタイプ 2<sup>(5)</sup> の取組として正式に発足した。なお、同サミットでは、米国とコンゴ川流域諸国等による「コンゴ川流域森林パートナーシップ」などもスタートしている。

AFP の概況については、別表のとおりであり、ここでは、今後の AFP について一つの方向性を打ち出す契機となった第 5 回 AFP 実施促進会合 (AFP 5) の内容について若干紹介したい。

2005 年 11 月 13 日から 15 日の 3 日間、横浜において行われた AFP 5 には、パートナーを中心とする 23 カ国の政府、7 国際機関、内外の多数の NGO・研究機関・産業界等から、合計約 130 名が参加した。

その主要議題の一つが、今後、AFP の活動を一層促進していくための事務局を含む AFP 組織のあり方及び意志決定の仕組みについて検討することであり、その結果、以下の内容を含む「AFP 強化のための組織事項と意思決定の仕組みに関する発表」が採択されたところである。

AFP 会合について

パートナーの主催により最低年 1 回

の会合を開催

上記会合は、ワークプランの実施・見直し・採択及び AFP 事務局の運営等について決定する役割を果たす「パートナー・フォーラム」と、AFP の活動促進のため全ての関心ある者が自由に参加する「パブリック・フォーラム」の二部で構成

運営委員会について

AFP の設立・発展に関して、これまで日本政府、インドネシア政府、国際林業研究センター (CIFOR)、ザ・ネイチャー・コンサーバンシー (TNC) が主導してきた役割を今後は各パートナーの代表と事務局のコーディネーターで構成される運営委員会が継承する。なお、今次会合中に第 1 回の運営委員会が開催され、日本政府とインドネシア政府が共同議長に選任された。

AFP 事務局について

CIFOR が引き続き以下の役割を担う AFP 事務局をホストし、各パートナーはボランティアベースで事務局を技術的・資金的に支援する。

AFP への参加手続き

パートナー間の活動の相乗効果を促進するための情報共有

パートナーからの AFP の活動に対する提案の促進

潜在的ドナーがワークプラン提案を

<sup>(5)</sup> 同サミットでは、サミットの全参加国の間での合意を目指して交渉が行われた「政治宣言」や「実施計画」などがいわゆる「タイプ 1」文書と呼ばれたのに加え、関心を有する国や国際機関、NGO、産業界などがパートナーシップを組んで自主的に取り組むことを提案・表明する「タイプ 2」文書の提出・登録が奨励された。

## アジア森林パートナーシップ (Asia Forest Partnership: AFP)

平成 18 年 3 月現在  
<http://www.asiaforests.org>

### 1. 目的

アジアの持続可能な森林経営の促進を目的として、アジア諸国（主に ASEAN）、ドナー国・国際機関及び NGO などが違法伐採対策、森林火災予防、荒廃地の復旧と再植林等の活動に協働的に取り組むためのパートナーシップ。

### 2. 背景・経緯

森林は、土地や生物多様性の保全、水源の涵（かん）養、木材生産、地球温暖化の緩和など人類に多面的な恩恵を与えている。一方、世界的な森林の減少・劣化は依然として止まっておらず、各国政府、国際機関、市民社会などが協力して世界の森林の持続可能な経営の促進のため一層効果的な取組を行っていくことが重要であり、そのための地域的な協力が奨励されている。

- 2002年 5 月 朝海外務省国際貿易経済・地球環境問題担当大使及びブラコサ・インドネシア林業大臣との間で AFP を形成することに合意。
  - 7 月 AFP 準備会合を東京で開催（日本及びインドネシア共催）。ヨハネスブルグ・サミットのための AFP の文書を作成。
  - 8 月 ヨハネスブルグ・サミットの際に、いわゆるタイプ 2 プロジェクトとして正式に発足。
  - 11 月 AFP 第 1 回実施促進会合を東京で開催（日本、インドネシア、国際林業研究センター（CIFOR）、ザ・ネイチャー・コンサーベーション（TNC）共催）。
- 2003年 4 月 AFP 第 2 回実施促進会合準備会合をインドネシア（CIFOR）で開催。
  - 7 月 AFP 第 2 回実施促進会合をインドネシアで開催。
  - 11 月 AFP 第 3 回実施促進会合を日本で開催。
- 2004年 8 月 AFP 強化のための地域ワークショップをインドネシアで開催。
  - 12 月 AFP 第 4 回実施促進会合を日本で開催。
- 2005年 11 月 AFP 第 5 回実施促進会合を日本で開催。

### 3. 活動内容

本パートナーシップの参加者（パートナー）は、例えば以下の分野で協力を行う。

- 衛星データを用いた森林経営の基礎資料の提供
- 森林火災の防止と抑制のための研究、情報交換、衛星データ・地図の活用
- 荒廃地の復旧のための植林の推進
- 環境に配慮した伐採や違法伐採対策ガイドラインの策定・実施
- 違法伐採に対処するための追跡能力の強化やラベリングなど証明制度の導入
- 違法伐採に対処するための情報交換、研究、啓発活動
- 輸入国、輸出国双方が違法に伐採された木材の輸出入を廃絶するための効果的な手段の促進
- 本パートナーシップの目的を達成するための人材育成や組織能力の強化

### 4. パートナー

- 政府（17+1）：オーストラリア、カンボジア、中国、フィンランド、フランス、インドネシア、日本、大韓民国、マレーシア、オランダ、フィリピン、スイス、タイ、英国、米国、ベトナム、欧州委員会[EC]、（ロシア）
- 国際機関（8）：アジア開発銀行(ADB)、アジア生産性機構(APO)、国際林業研究センター(CIFOR)、国際連合食糧農業機関(FAO)、国際熱帯木材機関(ITTO)、国連森林フォーラム(UNFF)、アジア・太平洋経済社会委員会(ESCAP)、国連大学(UNU)
- 市民社会（9）：ザ・ネイチャー・コンサーベーション（TNC）、世界資源研究所(WRI)、WWF インドネシア、トロペンボス・インドネシア、マレーシア木材認証協議会(MTCC)、トロップバイオ・フォレスト、地球環境戦略研究機関(IGES)、地球・人間環境フォーラム(GEF)、PNG エコフォレストリー・フォーラム

### 5. AFP 事務局及び運営委員会

AFP の事務局機能は CIFOR が担い、AFP の事業運営方針等は各パートナーの代表から構成される運営委員会で決定され、現在、日本とインドネシアが共同議長。



検討する際の必要に応じた支援  
AFPの活動に関するパートナーからの  
提案についての整合性の確保  
AFP 会合等の実施に関する支援  
AFP 会合関連文書の準備  
AFPの中心課題に関連した他の取組と  
の協働の促進  
パートナーの行っている AFP 関連活  
動の報告書の整備等

このように、AFP 5 において、これまで各  
パートナーの考え方が必ずしも一致してい  
なかった組織のあり方及び意志決定の仕組み等  
について合意が得られたことは、AFP の活動  
を今後さらに推進していく上で非常に重要で  
あり、また、その中で、これまでリーディ  
ングパートナーとして日本政府、インドネシア  
政府、CIFOR、TNC の 4 者が主導してきた役  
割を、今後は各パートナー等で構成される運  
営委員会が継承していくことを確認したこ  
とは、AFP が真のイコールパートナーシップと  
して発展していくための大きなステップであ  
ると言えるだろう。

### おわりに

#### - 今後の AFP の可能性について -

発足から 3 年が過ぎた AFP であるが、これ  
までの活動等に対しては様々な評価があろう。  
AFP を新たな活動のための資金源として期待  
した者にとっては決して満足のいくものでは  
ないだろうし、また、現場レベルの活動への  
展開が不十分、あるいは、違法伐採対策のみ  
に焦点を当てすぎていると指摘する者も少な  
くない。

しかしながら、発足時に、それぞれの期待・  
思惑・理想を持って参加してきた政府・国際  
機関・NGO などの多様なパートナーが、AFP  
と言う新たな傘の下、共通理解を醸成しつつ、  
徐々にではあるものの一つの方向に向かって  
動き始めていることは評価されていいのでは  
ないかと思う。

筆者自身は、各種の国際会議等で、AFP に  
ついて紹介するとき、AFP の最大のメリット  
はその柔軟性であり、パートナーは何ら義務  
を負うことなく、参加したいときに参加し、  
必要な時にアクションを起こし、また何か問  
題があればいつでもそれを提起し、自ら或い  
は他のパートナーと一緒にそれを解決してい  
くことが可能であると説明している。悪く言  
えば何でもありとの言い方も可能ではあるが、

2002 年に発足した AFP は 2007 年までの 5  
年間を第 1 フェーズとして、それ以降の AFP  
のあり方、活動等については、2007 年に再検  
討を行うこととなっているが、今の AFP は若  
干 3 歳の子供である。その子供が、今後どの  
ように成長し、世の中の役に立っていくのか  
は育て方次第である。

折しも、世界の持続可能な森林経営の達成  
に向けて地域プロセスを重視していこうとす  
る方向性が強まりつつある。その中で、AFP  
が一つのモデルとしてアジア地域の持続可能  
な森林経営の推進に貢献していくことを信じ  
ている。

( 林野庁 海外林業協力室課長補佐 )

## アジア森林パートナーシップ(AFP)を通じた アジア諸国等との協力の意義

岩 崎 平

### 幕開け - ちょっと不思議なAFP -

質問：鳥のように自由に空を飛ぶけど鳥でない生き物は何でしょう？

答：コウモリです。コウモリは鳥類ではなく哺乳類です。

質問：アジアの森林を守るための地域協力で，コウモリのような存在は何でしょう？

答：アジア森林パートナーシップ(AFP)です。

独立した国際機関でもなければ，国連の関連組織でもない。かといって森林についての議論を行うだけの仲良しクラブでもない。アジアの森林を守るための地域協力(パートナーシップ)として誕生したAFPはその中間に位置していて，コウモリのようにちょっと不思議な存在である。

### < 世界の森林の現状と AFP の誕生 >

地球の陸地面積の約 30% は森林である。森林は，木材供給源であるとともに，生物多様性の宝庫であり，酸素供給，温暖化緩和，水の涵養機能等を通じて地球環境の保全に重要な役割を果たしている。森林は人類共通の財産であり，ヒトと森との共生・共栄は普遍的

な課題である。

1990 年から 2000 年までの 10 年間で，世界の森林面積の約 2.5% (日本の国土の約 3 倍) が失われた。これは世界の 3 大熱帯雨林(インドネシア，コンゴ川流域，アマゾン地域)を中心として，乱開発や違法伐採が急増し，森林減少が深刻化したことによる。

このように急速な森林減少が進むなか，1998 年 5 月のバーミンガム・サミットではじめて違法伐採問題への対処が緊急の課題として G8 サミットの場で取り上げられた。さらに九州・沖縄サミット(2000 年 7 月)以降は我が国がリーダーシップを発揮し，森林問題，特に違法伐採問題への取組強化を打ち出した。そして，2002 年 8 月のヨハネスブルグ・サミット(WSSD：持続可能な開発に関する世界首脳会議)において我が国とインドネシア政府の共同提案により，アジア地域における持続可能な森林経営(Sustainable Forest Management)を実現していくためのツールとして「アジア森林パートナーシップ」(AFP)が誕生した。設立の目的は，「違法伐採対策」，「森林火災予防」，「荒廃地の復旧(植林)」の 3 本柱である。AFP の形態は「タイプ 2 プロジェクト」と呼ばれているが，この「タイプ 2」とは，「交渉を伴わない，自発的な，各国政府，国際機関，NGO，市民社会等とのパートナーシップ・イニシアティブ」を意味する。これはなかなか

IWASAKI Taira : Significance of Mutual Understanding and Cooperation Among Asian Countries through the Asia Forest Partnership(AFP)

奥が深い。ターゲットを政府から国際機関、NGO と幅広く設定し、共通の関心を有する「パートナー」として一律に括っている点、そこには上も下もない。「違法伐採対策」、「森林火災予防」、「荒廃地の復旧(植林)」の3つのテーマに関して、共通の関心と不安を抱いている者同士が相互に情報交換を行い、自らの具体的な取組を紹介し、将来に向けての事業計画(ワークプラン)を提案する。そのワークプランに関心を有する者たちは、可能な範囲で資金協力を含む何らかの協力を行う。そういう自由なアイデア、発想、関心のマッチングの場、情報交換の場として AFP が誕生した経緯がある。

### AFPの有用性と役割

AFPの特徴は、なんと言っても、その「柔軟性」(flexibility)と「機動性」(speed)にある。要するに、かっちりとした枠組みで固めないことで、いざという時に、必要な行動を柔軟かつ迅速に取れる。フットワークが軽い。身のこなしが早い。それが強みである。

その理由の一つとして、正式な事務局を置かず、国際林業研究センター(CIFOR、本部ボゴール【インドネシア】)が事務局機能を代行していることがあげられる。綿菓子のようにフワツとしたやり方であり、一見ちゃんとしていないように思えるが、費用対効果や自由度を考えると理想的な形態である。実はそれがAFPの最大の長所である。

<柔軟性、機動性を確保するための資金負担のあり方>

2005年11月、「第5回実施促進会合(AFP5)」が横浜で開催され、「AFPの強化のための組織事項と意思決定の仕組みに関する発

表」が採択された。交渉の際、AFPの長所を失わないために、日本政府として最も気を遣ったのが、この「柔軟性」と「機動性」を失わないようにするという点であった。

組織強化と言えば、国際条約(International Agreement)や行政取極などでかっちり組織を固めてしまうやり方もあろう。しかしその場合、条約などで決められた内容に縛られて組織の動きが制約されてしまう。決められた範囲内でしか動けなくなる。さらに正式に事務局を置いて恒常的にヒトを貼り付けると人件費が当然に必要となる。誰がその費用を恒常的に負担するのか。いつまで続けるのか。組織維持のためのそういうお金に関する話を無視できなくなる。AFPは任意拠出(Voluntary Contribution)に基づいて実施されるパートナーシップである。だから誰でも自由に参加することができるというメリットがある。任意拠出に基づく組織であるため、人件費のような恒常的な費用については何ら支出の保証はできない。それは避けられない。他方で、事務局運営のためにパートナーから応分に資金(義務的分担金)を徴収しようとする、先進国はともかく途上国はプロジェクトによる見返りや資金援助など何らかの旨味や対価がなければお金を負担する話には絶対に乗ってこない。AFPは森林に関する情報交換の窓口なのである。義務的分担金の話を持ち出した途端、「誰でも気軽に参加できる」という自由は失われる。それはAFPへの参加のハードルを高く設定し窓口を狭くすることになり、これまでAFPで醸成されてきた自由闊達な情報交換、意見の表明、自由な雰囲気損なうことにつながる。情報交換窓口としての「活きの良さ」が失われることになる。

## < AFP5の概要と成果 >

2005年11月13日から15日までの3日間、横浜市・パシフィコ横浜において、日本、インドネシア、国際林業研究センター（CIFOR）及びザ・ネイチャー・コンサーバンシー（TNC）の共催で「アジア森林パートナーシップ（AFP）第5回実施促進会合」が開催された。

今回の会合には、AFPパートナーを中心とする23カ国（日本を含む）の政府、7つの国際機関、内外の多数のNGO（非政府組織）・研究機関・産業界等から、合計約150名の参加があった。日本からは、前田林野庁長官、西村外務省地球環境問題担当大使をはじめ、林野庁、外務省、環境省からの出席があった。会合の主な成果は次のとおりである。

### (1) パートナー・フォーラム（AFPの意思決定を行う場）

今次会合では、「AFPの強化のための組織事項と意思決定の仕組みに関する発表」が採択され、

組織運営に関して、これまでAFPの設立と発展を主導してきた日本、インドネシア、CIFOR及びTNCの4者から構成されるリーディング・パートナーが廃止され、代わって、関心を有するパートナーと事務局から構成される「運営委員会」が新たに設置された。

事務局の役割を明確化・強化し、CIFORがその情報共有部門を担当しつつ事務局を引き続きホストすることとなった。併せて各パートナーからの任意の人的・資金的貢献が要請された。

採択された「AFPの強化のための組織事項と意思決定の仕組みに関する発表」に基づき第1回の運営委員会が開催され、日本とインドネシアが共同議長に選任された。

### (2) パブリック・フォーラム（AFPの活動

を一般に普及広報する場）

概要以下のような事例報告が行われた。

違法伐採対策関連として、合法性と木材の履歴システムに関する必須基準の開発、日本政府の政府調達政策を通じた違法伐採対策、マレーシア木材認証協議会（MTCC）による木材認証スキーム、インドネシアの違法伐採の現状、シベリアの環境破壊的な伐採と違法木材貿易に関する事例報告が行われた。

森林法の施行とガバナンス（FLEG）関連として、TNCのパートナーシップ、森林の所有形態・利用権及び関連契約の動向、良いガバナンスと地方分権化、カリマントンにおけるパートナーシップ、ITTOとFLEG、アジアFLEGの現状、中国におけるFLEG等に関する事例報告が行われた。

これらの事例報告を踏まえ、参加者間で活発な意見交換が行われ、関連する国際的なプロセス等との更なる協調の必要性が確認された。

(3) 新たなパートナーの参加表明はなかったが、パプアニューギニア（PNG）が正式参加に向け国内最終手続き中であることを表明した。

(4) なお、2006年に開催が予定される次回（第6回）の会合については、アジア地域の関連国際会議を活用して開催する方向で、運営委員会が今後調整されることとなった。

## なぜ地域間協力・国際協力が 必要なのか？

なぜ森を守るために地域間協力・国際協力が必要なのか。それは森が国境をまたいで存在するトランスバウンダリーな存在だからである。南米のアマゾンと一言で言っても、実際にはブラジル、ペルー、ベネズエラ、コロ

ンビア、ボリビアなどの複数国にまたがっている。アフリカ中央部のコンゴ川流域の森林地帯も同様であり、カメルーン、中央アフリカ、ガボン、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、赤道ギニアの6ヶ国にまたがっている。このような森林地帯については、一つの国家が単独で全体の保全を行うことができないため、近隣諸国との協力・連携が不可欠となる。

#### <違法伐採対策とサミット>

先に述べたように、違法伐採問題への対処が喫緊の課題としてG8サミットの間ではじめて取り上げられたのは、1998年5月のバーミンガム・サミットである。事前の外相会合で取りまとめられた「G8森林行動プログラム」がサミットの間で承認され、「違法伐採と違法伐採された木材の貿易に関する正確な情報把握、効果的な抑制措置の検討、人材開発等に関する協力の推進」について合意された。さらに九州・沖縄サミット(2000年7月)では、日本のリーダーシップの下で「輸出及び調達に関する慣行を含め、違法伐採に対処する最善の方法について検討する」決意が表明された。

その後、累次にわたりサミットで違法伐採問題への対処の重要性が確認されてきたが、2005年7月、グレンイーグルズ・サミット(英国)でG8の首脳が合意したグレンイーグルズ行動計画では「違法伐採への対処は持続可能な森林経営のための重要なステップであり、木材生産国及び消費国双方からの行動が必要である」ことが確認された。小泉総理はグレンイーグルズ・サミットにおいて「政府調達、行動規範の策定、生産国支援、G8森林行動プログラムのフォローアップを通じて違法伐採対策に取り組めます」と決意を述べており、

サミットのフォローアップの観点からも、我が国として今後違法伐採対策への貢献を増強していく必要がある。

#### <具体的な取組>

##### (二国間協力)

特徴的な事例として、2003年6月にメガワティ大統領が訪日した際に発表された「日インドネシア違法伐採対策協力」があげられる。英国とインドネシアの共同調査によると、インドネシアでは国内で生産される木材の50%以上が違法伐採木材とされている他、我が国がインドネシアで生産される合板の主要輸出先であることから、両国間での協力が必要とされたものである。「日インドネシア違法伐採対策協力」は「共同発表」と「アクションプラン」の両者から構成されており、前者で理念・対象分野を謳い、後者で具体的な取組に言及されている。現在、合法性確認システムの開発、衛星データを用いた森林の現状調査や森林伐採状況の把握、人材育成等が実施されている。

##### (地域間協力)

ここにAFPが位置付けられる。現在、AFPは政府(17ヶ国)、国際機関(8機関)、NGO・市民社会(9組織)の合計34のパートナーで構成されている。AFPでこれまで実施されてきたワークプランでは、代表的な例として以下のものがある。

「Forest Partnership - カリマンタン地域から世界市場への発信」

分野：違法伐採対策

提案・実施：Tropenbos, WWF-International  
ドナー・金額：200万ユーロ(オランダ)

目的：森林に関するガバナンスの向上によ

り、持続可能な開発に関する政策の策定と地域住民の生活向上を図る。また、インドネシア、マレーシアにおいて合法的な木材に対する市場の需要を高めるとともに、林業従事者の人材育成を図る。

「Customs - アジア地域の木材輸出国及び輸入国の税関等関係当局間の協力」

分野：違法伐採対策

提案・実施：ザネイチャーコンサーンシー(TNC)

ドナー・金額：10万ドル(TNCの自己資金)

目的：インドネシア、マレーシア、中国、日本、韓国等の主要木材貿易国間で、木材の輸出入データの共有、違法伐採の輸出入に関する法制度についての情報交換とこれら法制度の今後のあり方に関する意見交換などを行うもの。これにより、例えば日本・インドネシアの二国間で違法伐採対策協力を進めるにあたり、マレーシア等を迂回して我が国に輸出される木材の流れについても将来的に把握・監視できるようになることが期待される。

「Legality - 木材の合法性を検証・確認するためのガイドラインの作成」

分野：違法伐採対策

提案・実施：日本【外務省】・国際林業研究センター(CIFOR)

ドナー・金額：5万ドル(日本【外務省】)

目的：木材生産国と消費国双方のNGOや木材業界が中心となり、国際的に受け入れ可能な木材の合法性の基準を明確化するとともに、これに基づき、各国の政府やNGO、地域住民、木材業界、消費者等の関係者が合法性の検証・確認のプロセスにどのように関わるべきか等のガイドラインの作成を行うもの。これにより、我が国をはじめとする木材消費国が生産国に対して求めていくべき木材の合法性の内容が明確になり、生産国が明確な目

標をもって効率的に取り組を進めることができるようになる他、各種森林・木材認証の認証基準にも反映させることが期待できる。

「AFPの優先分野との関係におけるガバナンスと地方分権」

分野：違法伐採対策、森林火災予防、荒廃地の復旧

提案・実施：スイス、インドネシア

ドナー・金額：11万ドル(スイス、英国)

目的：多くの国で林業の地方分権化が進められているが、その進展の度合いはさまざまである。FAO、UNFF、ITTO等において「ガバナンスと地方分権」に関する各種のワークショップが開催されているが、それらの経験・成果を調査研究し、AFPの優先的な分野である「違法伐採対策」、「森林火災予防」、「荒廃地の復旧(植林)」との関連でガバナンスの向上と地方分権化を今後如何に進めていくのが効果的であるか検討する。

「REAHAB - 森林修復プロジェクトの再評価」

分野：荒廃地の復旧

提案・実施：国際林業研究センター(CIFOR)

目的：過去の荒廃地復旧に関する研究やプロジェクトの成果を検証し、再度、どのような成果や可能性があるのかを明らかにすることで、経過や成果に関する情報を共有し、今後のプロジェクトの効果的な実施に役立てるもの。

以上のように、AFPではパートナーから提案された具体的なワークプランに関する協力を行うことで、アジア地域における「違法伐採対策(合法性基準の明確化、木材輸出入データの共有、違法木材の輸出入に関する法制度の研究)」や「荒廃地復旧に関する研究」

などに取り組んでいるところである。

AFP 以外の地域間協力としては、2002 年 8 月のヨハネスブルグ・サミットの際に米国のパウエル元国務長官のイニシアティブに基づいて発足した「コンゴ川流域森林パートナーシップ」(CBFP)がある。これはアフリカのコンゴ川流域 6 ケ国(カメルーン、中央アフリカ、ガボン、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、赤道ギニア)を対象としている。AFP と同様にタイプ 2 の取組であり、森林保全、開発促進、貧困削減、国立公園の保護等を目的としている。設立の際、米国、フランスが主導的な役割を果たし、我が国政府もパートナーとして参加している。

#### (多国間協力)

代表的な事例として、国際熱帯木材機関(ITTO)を通じた協力があげられる。ITTO は、我が国(横浜)に本部を有する国際機関であり、熱帯木材生産国(33 ケ国)と消費国(26 ケ国)の合計 59 ケ国が加盟している。世界に広がる違法伐採問題への効果的な対処のためには、国際機関の有する専門的な知見を積極的に活用しつつ、国際機関を通じた国際連携に基づく総合的な取組を推進することが有効な手段であるが、この ITTO の活動を AFP の優先分野(違法伐採対策、森林火災予防、荒廃地の復旧)にリンクさせ、連携を図っていくことが極めて効果的・効率的な方法であると考えられる。特に、ITTO の場合、年間約 1,500 万ドルのプロジェクトを実施しており、インドネシアやブラジル、コンゴ共和国、中国等の各加盟国から要請される植林、荒廃地の復旧、森林法の整備、統計整備、人材育成等の具体的なプロジェクトをきめ細かくかつ幅広く実施している点で、熱帯林の減

少・劣化に対抗できる世界で唯一の実践的な国際機関であると言える。

2001 年 11 月の第 31 回 ITTO 理事会では「持続可能な森林生産・貿易と森林法の施行」に関する決議(決議 6)が採択され、11 ケ国(ボリビア、ブラジル、中国、コンゴ共和国、インドネシア、日本、マレーシア、PNG、タイ、英国、米国)において違法伐採木材の制御を目的とした熱帯木材輸出入データの乖離調査が実施されている。我が国は、2005 年 6 月の第 38 回 ITTO 理事会(コンゴ共和国)において、我が国が違法伐採問題への対処を極めて重視している明確な立場を表明し、生産国による違法伐採関連プロジェクトの積極的な発掘・形成を強く呼びかけた。また、第 39 回理事会(2005 年 11 月、横浜)では、ITTO2 年事業計画(2006~07 年)を作成し、違法伐採関連として、「森林法の施行に関するケース・スタディーの研究」、「熱帯木材輸出入データの収集・分析による乖離調査の継続」、「地域 FLEG(森林法の施行とガバナンス)との協調によるワークショップの開催」、「FAO との共催による森林法施行に関するベスト・プラクティスの紹介」、「木材輸出の合法性を実証するためのシステムの開発」等の具体的活動を盛り込んだ。

### AFP を通じたアジア諸国等との協力の意義

AFP を通じたアジア諸国等との協力の意義はどこに見いだせるだろうか？

以下の地理的な意義、経済的な意義、政治的な意義の 3 つが考えられる。

#### (1) 地理的な意義

先述のとおり、森は国境をまたいで存在す

るトランスバウンダリーな存在である。政策や法律は自国の主権の範囲内にしか及ばない。例えば、森林火災が発生した場合、火事は国境と関係なく燃え広がっていく。関係国が共同で対処することが不可欠となる。だから隣接する国々との協力を行うことが大切である。近隣諸国と政策協調、森林法の整合性を図り、行動計画を策定することは大事な課題である。AFPはこのような政策協調、森林法の整合性を確保していくための情報交換の場として極めて有用なツールであるといえる。

## (2) 経済的な意義

違法伐採を野放しにして森林資源を食い尽くしてはいけない。はげ山にして森林資源を枯渇させてしまえば、それで終わりである。キーワードは「持続可能な経営」(sustainable management)と「持続可能な利用」(sustainable use)である。売ってお金になるから木材を伐採するし、売ってお金になるから木を植えようというインセンティブが生まれる。これは利用と保全のサイクルとして循環する。他方で、違法伐採とは、持続しない森林の利用形態であり、森林資源の食いつぶしにつながる行為である。これは循環をもたらさない。

我が国は「違法に伐採された木材は使用しない」(政府調達からの違法材の排除)を基本的立場として国内外に宣言しているが、これはアナウンスメント効果として大きな意味を持っている。木材消費国が行うべき行動は、違法材を売買するマーケットがないような仕組みをつくることである。違法材を買ってくれるマーケットをなくすことで、違法材を売る側を商売あがったりにしてしまう。悪い循環を断つ有効な方法である。需要と供給の問題であり、タマゴが先かニワトリが先かの問

題である。AFPでは、ワークプランの提案と資金協力を通じて、各国の税関審査体制の強化、木材貿易の監視、違法木材をマーケットに入れない仕組み作りを構築していくことができる。

## (3) 政治的な意義

合法か違法かはその国の法律の範囲内にあるか否かで判断される。森林法も然りである。違法伐採か否かは、その国の森林法の範囲内にあるか否かで判断される。現在、森林法の内容は各国によって差異があるため、何が違法伐採なのかの基準も各国によって差異がある。それが実態である。

違法伐採の根底にあるのは貧困と汚職である。一般に、違法伐採問題は、マフィアによる大規模な商業取引に起因するケースが多いとされているが、その手先として働く人々は他に生活の糧がなくてやむなく家族のために違法行為に手を染めているケースが多い。また現地の林業関係の公務員が賄賂をもらってそれを幫助する仕組みがある。これらの構造的な問題を解決するためには、現地住民や公務員の汚職・腐敗防止のための教育(人材育成)だけでは足りず、現地住民を植林や育種事業に参加させるなど具体的な仕事と収入を与えることが不可欠である。それらの事業に従事させることによって“森を育てる”、“森を守る”という意識の啓蒙・教育効果も同時に期待できる。違法伐採の問題に触れることは、生産国にとっては痛い腹(貧困、汚職等の負の内政問題)を探られることに等しいため総じてネガティブな反応が見受けられる。ゆえに、グレンイーグルズ・サミットでの「木材生産国及び消費国双方からの行動が必要である」との見解は大きな意味がある。植林や



育種等の林業関係プロジェクトを実施するためにはお金がかかる。違法伐採問題の根絶のためには、消費国側が政治的なモメンタムをもって資金協力を行うことが必要であり、同時に生産国側の政府や国民の理解と協力を得ていくことが不可欠である。AFP では、ワークプランの提案と資金協力を通じて、このような地域住民の貧困対策に資する林業関係プロジェクトを実施していくことができる。

願い - 次のステップに向けて -

2002 年 8 月末に誕生した AFP は時限的に 5 年間の有効期間が設定されているため、2007 年 8 月までにはその任務を終了したと見なして解消するか、任務を継続していくかの最終判断を迫られることになる。AFP の任務・役割を考えると 5 年程度で終了できる代物ではないし、アジアで違法伐採が根絶されるまでは維持すべき組織であると考えている。

これまで述べたように、森林の保全と持続可能な利用は国家が単独で解決を図れる問題

ではなく、地域的な協力、国際的な協力を必要とする。地球を守りながら経済的な利益を確保するという各国共通の利益を実現するためには、二国間協力、地域間協力、多国間協力を多様に組み合わせ、アジア諸国間での政策協調や法制度の整合性を確保していくことが大切である。日本 - AFP - ITTO が連携することで相乗効果も期待できる。自由度の高い AFP であるからこそアジアにおける二国間協力と多国間協力をつなぐ架け橋になれる。そのような観点から、AFP がアジアを代表する地域協力の枠組みとしてこれからも存続し、フットワークが軽いパートナーシップ、鳥のように自由にはばたくパートナーシップとして発展していくことを願っている。

( 筆者は、外務省国際社会協力部地球環境課事務官であり、本稿の内容は全て個人的な見解であることを申し添える )

( 外務省国際社会協力部地球環境課 )

## アジア森林パートナーシップと違法伐採対策

小林真一郎<sup>1)</sup>

鈴木 憲一<sup>2)</sup>

### はじめに

森林は，木材の生産，国土の保全，生物多様性の維持，水源の涵養，地球温暖化の緩和など多面的な機能により人類の福祉に裨益するものであり，その減少・劣化を防止するため，各国政府のみならず国際機関，市民団体が幅広く関与する地域間協力がより一層重要な位置を占めつつある。

特に，海外における森林の違法な伐採については，世界の森林減少<sup>(1)</sup>の原因の一つであるとともに，持続可能な森林経営の前提である森林関係法令の適切な施行や計画的・総合的な森林管理を著しく阻害するものと考えられており，伐採が行われている国のみならず当該木材を輸入している国をも含めて国際社会が共同して対応すべき地球的規模の課題<sup>(2)</sup>であると認識されている。<sup>(3)</sup>

本稿は，違法伐採の概念等を導入として略述した後，我が国が参画する地域間協力の一つであるアジア森林パートナーシップ（Asia Forest Partnership: AFP）について，その設立経緯や開催実績などとともに違法伐採問題がどのように位置づけられてきたかを紹介することにより，AFPが違法伐採対策の分野において果たす役割や意義などについて記述を行うものである。

KOBAYASHI Shinichiro and SUZUKI Keiich: Asia Forest Partnership and Measures against Illegal Logging

### 違法伐採の概要

違法伐採の定義については，現時点において，国際的にも明確に確立されたものはないが，一般的には，「それぞれの国の法令に違反して行われる森林の伐採」とであると解されている。国内法を執行し，これに違反する行為を取り締まることは第一義的には主権国家たる当該国政府の責任において行われるべきことであるから，違法伐採問題も本来的には当該伐採が行われている国が責任をもって対処すべき問題であるとも考えられるが，他方，木材輸入国が潜在的に違法伐採を助長している側面もあることなどから，前述したように木材生産国及び消費国双方の行動が必要であるとの認識が国際社会において醸成されつつある。

違法伐採の実態については，これを正確に把握することは困難であるが，例えば，我が国の合板製品の主要な輸入先の一つであるイ

<sup>(1)</sup> 国連食糧農業機関（FAO）の「Global Forests Resources Assessment 2005」によると，世界の森林面積は約39億5千万haで陸地面積の30%を占めているが2000年から2005年までの間に，年平均では我が国の国土面積の約2割に相当する約730万haの割合で森林が減少している。その原因は専ら，開発途上地域における過剰な伐採や違法伐採，農地化，森林火災などであるとされており，二酸化炭素吸収源としての役割をも有する森林の減少は，温暖化防止の観点からも，国際社会が共同して取り組むべき地球的規模の課題であると考えられる。

インドネシアについては、英国政府と同国政府の合同調査によると、同国で生産される木材の50%以上が違法に伐採されたものであるとされているほか、その他の世界各地においても違法な伐採がなされている旨の指摘が環境 NGO 等によりなされている。

我が国は「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づいて違法伐採対策に取り組んできており、具体的には、二国間協力<sup>(4)</sup>や地域間協力、多国間協力<sup>(5)</sup>を通じて、衛星データ等を用いた違法伐採木材の把握や追跡システムの開発に取り組むとともに、このための技術開発を進めてきたところである。

### 設立の背景事情としての違法伐採問題

A F P は、アジア地域の持続可能な森林経営の促進を目的として、アジア諸国（主に ASEAN 諸国）、協力供与国（ドナー国）、国際機関、NGO 等が違法伐採対策や森林火災予防、荒廃地復旧・再植林などこの地域の森林・林業の諸課題について、意見交換や情報の収

集・発信を行うことにより、パートナー間における情報と経験の共有化を図るための自発的な協力の枠組みとして位置づけられており、その設立までの過程においても、違法伐採問題を含む森林に関する諸課題に対する国際社会の意識の高まりを見ることができ、その概要は次のとおりである。

平成4年（1992年）、リオ・デ・ジャネイロ（ブラジル）で開催された「国連環境開発会議（UNCED）」（地球サミット）において、持続可能な森林経営に関する原則を定めた「森林原則声明」と持続可能な開発のための行動計画である「アジェンダ21」が採択された。森林問題は地球環境問題であるとの認識から、持続可能な森林経営の推進に向けて国際社会が一体となって取り組むことが求められるようになり、この地球サミット以降、国連の場をはじめとして、様々な国際会議が開催されるようになるなど、国際的な取組・協力が進められてきた<sup>(6)</sup>。

このような中で、地球サミットから10年目の節目となる平成14年（2002年）に、ヨハネスブルグ（南アフリカ）において、「持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）」（通称：ヨハネスブルグサミット）が開催され<sup>(7)</sup>、

<sup>(2)</sup> 平成17年（2005年）7月に開催されたG8グレンイーグルズサミットの採択文書「行動計画 - 気候変動、クリーンエネルギー、持続可能な開発 -」においても、違法伐採に取り組むことが森林の持続可能な森林経営に向けた重要な一歩(an important step towards the sustainable management of forests)であり、この問題に効果的に対処するために木材生産国及び消費国双方の行動 (action from both timber producing and timber consuming country)が必要である旨の認識が示されている。

<sup>(3)</sup> また、森林の保続培養は、森林資源の単なる静的な現状維持や滅失・毀損の未然防止のみによって達成されるものではなく、能動的に作為を加えることによって、具体的には、例えば、木材の利用を推進し林業生産活動の活性化を図り、森林の適切な整備を行うことなどと相俟って達成されるものであることにも留意すべきであると考えられる。

<sup>(4)</sup> 我が国は、平成15年（2003年）6月にインドネシアとの間において、違法伐採対策のための協力に関する「共同発表」及び「アクションプラン」を策定しており、現在、これらに沿って、両国間で協議しつつ、木材トレーサビリティ技術の開発などを進めているところである。

<sup>(5)</sup> 国際熱帯木材機関（ITTO）は、国際熱帯木材協定（ITTA）に基づき、昭和61年（1986年）に熱帯木材の利用と熱帯林の保全の両立を目標に設立され、我が国は本部（横浜市）が所在する国として、設立以来主導的な役割を果たしてきており、近年においては、持続可能な森林経営の促進を目的としたプロジェクトや違法伐採対策等のプロジェクトに資金を拠出している。

持続可能な開発を進める指針となる「実施計画」<sup>(6)</sup>とその実現に向けた各国首脳の決意を示す「持続可能な開発に関するヨハネスブルグ宣言」が採択された。

このサミットの森林分野における成果として、アジア地域の持続可能な森林経営を推進するため、我が国とインドネシア政府の提唱により、AFP が発足した。

### 違法伐採対策に関する議論

AFP 実施促進会合は、平成 14 年（2002 年）の第 1 回以降、概ね年 1 回開催されており、具体的には、各パートナーの作業計画実施状況の報告、新たな作業計画の提案、関連した取組の紹介などが行われている。これまでに開催された会合における議論のうち、違法伐採対策に関するものを整理して示すと概ね次のとおりであり、回を重ねるごとに意見交換の議題が具体的なものとなるとともに、その

内容が質的にも深化したものとなっているように思える。

第 1 回実施促進会合は、平成 14 年（2002 年）11 月に東京において開催され、各パートナーの違法伐採対策に関する取組についての情報交換を引き続き緊密に行っていくこととされたほか、同問題の複雑な側面も指摘され、解決のためには貧困等への対処をも含む全般的な取組が必要であることが指摘された。

第 2 回実施促進会合は、平成 15 年（2003 年）7 月にインドネシアにおいて開催され、「違法伐採対策」「森林火災予防」「荒廃地の復旧と再植林」の 3 つの作業グループに分かれて意見交換が行われるとともに、各分野毎に AFP として優先的に取り組むべき具体的な行動について議論が行われた。

第 3 回実施促進会合は、平成 15 年（2003 年）11 月に日本において開催され、「合法性の基準の明確化、木材追跡及び生産・加工・流通過程の管理システム、合法性確認システムの開発」、「違法伐採対策分野における既存の地域イニシアチブ及び二国間合意・発表等

---

<sup>(6)</sup> 例えば、違法伐採を含む 5 分野を対象とする「G 8 森林行動プログラム」が平成 9 年（1997 年）の G 8 デンバーサミットにおいてその作成について合意され、翌平成 10 年（1998 年）に策定された。平成 14 年（2002 年）には、カナダで開催された G 8 外相において「G 8 森林行動プログラムに関する最終報告書」が提出・公表された。その内容は、5 分野について G 8 各国の実施状況をレビューするとともに、各国が、違法伐採対策（人材育成や技術移転、貿易面での行動、森林法規・行政面での取組支援）の強化などにコミットすることを表明するものである。

<sup>(7)</sup> 平成 14 年（2002 年）7 月に東京において「アジア森林パートナーシップ政府間準備会合」が開催され、ヨハネスブルグ・サミットに向けた関連文書が作成された。また、同準備会合終了後、「アジア森林パートナーシップに関する国際会議」が開催され、各国政府関係者、国際機関に加え、日本内外の NGO や産業界からの参加を得て、違法伐採対策をはじめとする取組事例の報告・意見交換が行われ、木材輸出国のみならず木材輸入国も責任をもつ必要性等が議論された。

---

<sup>(8)</sup> 「持続可能な開発に関する世界首脳会議実施計画」においては、違法伐採に関連する記述として、「国際社会からの支持を得つつ、国内の森林法規の実行と森林の生物資源を含む林産物の違法な国際貿易について早急な行動を起こし (Take immediate action on domestic forest law enforcement and illegal international trade in forest products)、これらの分野の国内法制度の実行に関連する人材面及び制度面のキャパシティービルディングを提供すること」や「持続可能な伐採を実現するため (to achieve sustainable timber harvesting) の手段を普及・促進し、円滑化し、資金の供給及び環境上適正な技術の移転と開発を促進するための、国及び国際レベルで早急な行動を起こすことで、持続可能でない森林に対処すること (address unsustainable timber-harvesting practices)」等が記載されている (同宣言 45(c) 及び (d))。

との協力・連携の強化」など様々な作業計画案が提示・検討された。

第4回実施促進会合は、平成16年(2004年)12月に日本において開催され、3つの優先取組分野に共通する課題である「良いガバナンスの確立」などについて意見交換が行われるとともに、「信頼できる合法性確認システムの構築」などについて、関心を有するパートナーが協力して実施していくこととされた。

第5回実施促進会合は、平成17年11月に日本において開催され、事例報告として、「合法性と木材の履歴システムに関する必須基準の開発」、「マレーシア木材認証協議会による木材認証スキーム」、「インドネシアの違法伐採の現状」などが報告され、我が国からは政府調達における違法伐採対策<sup>9)</sup>について説明を実施した。

## おわりに

世界規模での持続可能な森林経営を達成するためには、冒頭にも述べたように、まず各国において森林関係法令が遵守されるとともに森林が計画的・総合的に管理されることが必要であり、これを阻害する違法伐採について、各国の森林・林業政策所管部局が意見交換を行い情報や知見の共有化を図ることは極めて有用なことである。

<sup>9)</sup> 平成17年(2005年)7月のグレンイーグルズサミットにおける議論を踏まえ、我が国は「グリーン購入法」により、政府調達の対象となる木材・木製品を合法性・持続可能性が証明されたものとする措置の導入を表明した。これを受け林野庁は、木材・木材製品の供給者が、合法性や持続可能性の証明に取り組むに当たって留意すべき事項等を「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」としてとりまとめ、平成18年(2006年)2月15日付けで関係団体、都道府県等宛に通知した。

他方、森林資源を含めた天然資源をどのようにに活用するかについては、原則としては、当該資源の存する各国政府・国民の意思に委ねられており、違法伐採対策を国際協調の下で効果的に推進するためには、この領域主権との緊張関係を念頭に置きつつ両者の適切な調和を図ることが重要であり<sup>10)</sup>、この意味において、AFPが自発的な協力の枠組として機能していることは、違法伐採問題のこのような性格を反映した適当なものであると考えられる。

二酸化炭素吸収源である森林の滅失・毀損を未然防止することは温暖化の防止という地球環境問題<sup>11)</sup>の観点からも重要な課題であり、木材の約8割を海外から輸入する世界有数の木材輸入国である我が国は、国際社会の一員としての責務を果たすため、AFPなどの地域間協力を、二国間・多国間の協力や今後導入予定の政府調達政策などと有機的に組み合わせ、今後とも違法伐採問題に主体的かつ積極的に取り組み、解決に向けた良好な国

<sup>10)</sup> 例えば、平成17年(2005年)11月にロシアのサンクトペテルブルクで開催された「森林法施行及びガバナンスに関する欧州・北アジア閣僚会合(ENA-FLEG)」の閣僚宣言においても、「各国が持続可能な森林管理及び森林法の施行に責任を有し、良好なガバナンス及び法の施行が持続可能な森林管理のために不可欠である(that countries are responsible for sustainability managing their forests and enforcing their forest laws and that good governance and law enforcement are prerequisites of sustainable forest management)」旨の認識を示しつつも、「全ての国は、自らの政策目標に基づき自国の森林資源を管理し利用する権利を持ち、森林法の施行とガバナンスは各国にとって国内問題である(all countries have the sovereign right to manage and utilize their forest resources to meet their national policy objectives, and that forest law enforcement and governance are internal matters for each country)」旨が併記されている。

際環境の整備に務めていく必要があるものと思われる。

注) 本稿中、意見に亘る部分については、執筆者の私的な見解であり、日本国政府の立場とは何ら関係ないものであることを念のため付言します。

#### 参考文献

- 1) 林野庁「森林・林業白書各年版」  
(<http://www.rinya.maff.go.jp/seisaku/sesaku/youkai/16hakusyo/mokuji.htm>)。
- 2) 林野庁 HP「アジア森林パートナーシップ (AFP) 第 5 回実施促進会合の結果概要について」  
(<http://www.rinya.maff.go.jp/puresu/h17-11gatu/1118AFPgaiyou.html>)。
- 3) 林野庁海外林業協力室パンフレット「アジア森林パートナーシップ - アジア地域の持続可能な森林経営に向けて」
- 4) Asia Forest Partnership HP  
([http://www.asiaforests.org/files/\\_ref/home/index.htm](http://www.asiaforests.org/files/_ref/home/index.htm))。
- 5) FAO HP「Global Forest Resources Assessment 2005」  
(<http://www.fao.org/forestry/index.jsp>)。
- 6) 福田淳 2003, 違法伐採問題の構造 - その展開と背景, 林業経済, 55 (11): 15 - 26。
- 7) 外務省 HP「アジア森林パートナーシップ (AFP)」  
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/afp/index.html>)。
- 8) 外務省 HP「国連における森林問題への取組」  
([http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/bunya/shinrin\\_un.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/bunya/shinrin_un.html))。
- 9) 外務省 HP「持続可能な開発に関する世界首脳会議」  
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/wssd/index.html>)。
- 10) 外務省 HP「G 8 森林行動プログラム最終報告書について」  
([http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/kananaskis02/g8gai\\_forest.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/kananaskis02/g8gai_forest.html))。
- 11) 環境省 HP「地球環境・地球環境協力」  
(<http://www.env.go.jp/earth/index.html>)。
- 12) 環境省 HP「グリーン購入法について」  
(<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>)。
- 13) (社) 全国木材組合連合会 HP「森林の違法伐採問題」  
(<http://www.zenmoku.jp/sinrin/index.html>)。
- 14) アジア森林パートナーシップ推進支援検討委員会パンフレット「アジア地域の持続可能な森林経営をめざして」
- 15) (社) 日本森林技術協会  
HP(<http://www.jafta.or.jp/index-j.html>)。
- 16) (社) 国際農林業協力・交流協会  
HP(<http://www.jaicaf.or.jp>)。

(<sup>1</sup>) 林野庁木材課調査官  
(<sup>2</sup>) 同 住宅資材技術専門官

## 国際林業研究センター(CIFOR)研究員から 見たアジア森林パートナーシップ

藤 間 剛

### はじめに

2005 年 11 月に横浜で開催された第 5 回 AFP 実施促進会合において，AFP の組織体制および意志決定事項に対する合意がなされ，AFP 情報交換事務局の任を負っていた国際林業研究センター(Center for International Forestry Research, CIFOR) が引き続き AFP 事務局の任を負うこととなった(宮園, 2006)。ほとんどの読者にとって，「情報交換事務局」と「事務局」の違いは理解しがたいものと思われる。しかし研究機関である CIFOR にとって，大きな違いがあった。AFP 事務局の果たすべき役割についてパートナー間で合意がなされ，それが研究機関としての CIFOR が果たすべき役割を超えないことが確認されたことにより，CIFOR は「事務局」になり得たのである。そしてそれは，AFP 発足直前の 2002 年 7 月から 2005 年 4 月に任期を終えて森林総研に帰任するまでの間，CIFOR 研究員として AFP に対応してきた筆者にとって，半年の延長戦を経てたどりついた 1 つのくぎりであった。

本稿では，まず CIFOR という組織の概要と活動目的について紹介する。続いて，AFP 発足前後，パートナーが AFP そのものと重点的に取組むべき課題について議論していた段階，

情報を共有しながら作業計画を協同で実施する段階の順に AFP の進捗を説明し，CIFOR が果たしてきた役割について述べる。最後に，「AFP は会議を繰り返しているだけではないのか。」という一部の人からの批判に対する反論を述べさせていただく。なお，本稿の内容には個人的な解釈と見解が含まれているため，必ずしも AFP もしくは CIFOR を代表するものではない。AFP に関する正規の記録と概要については，文末にしめしたウェブサイトと文献を参照されたい。

### CIFOR の概要

CIFOR は，森林を保全し持続的に利用すること，特に熱帯林に依存して暮らしている人々の生活を改善することを目的とした研究を行う国際機関である。1992 年にリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議(地球サミット)において，森林保全と地域社会の生活向上にむけた社会的な理解と適切な政策策定の基礎となる研究の重要性が提言された。この提言を受け，各国政府，国際機関や地域の機関，民間財団などが集まって形成された戦略的な連合体である国際農業研究協議グループ(Consultative Group of International Agricultural Research: CGIAR)傘下の研究機関として，1993 年に CIFOR は設立された。CGIAR は，1970 年代初めに設立され，2006 年現在 15 の国際研究機関を擁している。発展



途上国における食料の安全保障，貧困撲滅，天然資源保全部の促進を目的に，公共の利益への科学的貢献をキーワードに，最先端の研究・技術開発を行っている（内宮，2003）。

CIFOR は，インドネシアのボゴール市に本部をおき，ブルキナファソ，カメルーン，ジンバブエ，ブラジルに地域研究センターを持つ。世界の 20 数カ国からきた 50 人を超える国際研究員を含め，約 180 人の職員が，熱帯・亜熱帯地域の 30 数カ国において，政府，国公立の森林研究機関，大学，環境保全団体，開発機関，民間企業，非政府組織（NGO），および他の CGIAR 研究機関と協力して研究を行っている。CIFOR の活動方針は，世界各国から選ばれた専門家による国際理事会によって評価・決定され，その活動は 50 を超える国際機関，国家，民間財団等からの資金によって実施されている。

CIFOR は，「森林資源を貧しい人々の生活向上に役立たせる」ことを目的とした研究を実施している。CIFOR にとって研究とは，「人々の生活と森林の現状が改善されるようになること，貧しい人々とその組織がより効果的に自らの望む生活レベルに到達する能力を修得するための支援であり，目的というよりもむしろ，より良い未来をもたらすための手段」である（CIFOR，2002）。

CIFOR の目標は，研究成果が人に伝わり，活用されてはじめて達成する。このため質の高い研究を実施するだけでなく，その成果を積極的に普及するための活動が必要である。発展途上国の人達との共同研究の実施，能力開発およびそのための機会提供，地域的・国際的なパートナーシップを通じた研究成果の普及は，それぞれに重要な CIFOR の活動である。CIFOR は，様々な国の組織・研究機関な

どと共同研究をおこなうことで，既存の知識および研究成果の共有と普及，また発展途上国の組織や研究機関の能力向上を支援している。

上述のように CIFOR は，国際的もしくは地域的なネットワークやパートナーシップに研究情報の提供により参画し，国際的および地域的な取り組みの進捗に貢献してきた。ただし CIFOR 自体が，森林政策を決定したり，特定の事業を実施したりすることはない。CIFOR はあくまでも，研究を通じてより良い森林政策の立案や森林関連事業の効率的な推進を支援する機関なのである。

## AFP 発足前後，CIFOR が果たそうとした役割

2002 年 5 月にバリで開催された地球サミット準備会合において，日本の朝海地球環境問題担当大使とブラコサ・インドネシア林業大臣との間で AFP を形成することに合意がなされた。CIFOR の AFP への参画は，朝海大使が AFP の発足に向けた講演をおこなった際，座長を務めていた CIFOR 所長が参加の意を表明したことに端を発する。

同年 7 月中旬，7 月 31 日に開催される AFP 準備会合への参加要請が日本国外務省から CIFOR に届いた。それと並行して，CGIAR 事務局および世界銀行からも CIFOR は AFP に積極的に協力するべきという助言があった。この準備会合では，午前中の会議においてヨハネスブルグサミットで AFP を登録するための文書が各国政府代表により確定された。また公開で行われた午後の会議には，各国政府関係者，国際機関に加え，日本内外の NGO や産業界が参加し，植林を含む荒廃地の復旧



と森林火災予防」、「違法伐採対策」についての取組事例が報告された。

森林火災や違法伐採のような国境を越える森林問題を解決するには、先進国と発展途上国（熱帯諸国）がともに協力して、問題に取り組むことが重要である。CIFOR は、AFP が先進国と発展途上国が協力して森林問題に取り組んだ先例となるという期待のもと、AFP に参画することを決定した。AFP が取り組むこととした、違法伐採、森林火災、荒廃地の復旧・植林という3つの重要課題、パートナーの能力向上、良いガバナンスおよび効果的な森林経営のための森林法の施行促進という2つの分野横断的活動は、そのそれぞれが CIFOR の重要な研究課題であった。また AFP への参画を表明した国家、国際機関、NGO 等と共同研究をすでに実施していたことが、CIFOR の AFP への参画を決定づけた。

2002年8月、ヨハネスブルグで開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議」において、日本、インドネシア、CIFOR および国際環境 NGO のザ・ネイチャー・コンサーバンシー(The Nature Conservancy, TNC)を主要パートナーとする AFP が正式に発足した。AFP という新しい取り組みに対して、CIFOR が果たそうとした役割は、AFP のパートナーやその他の関係者に、正確で重要な最新の情報を提供するというものであった。このような経緯により、2002年11月に東京で開催された第1回 AFP 実施促進会合において、当面は CIFOR が主要パートナーとしてパートナー間の情報共有と連絡に関する事務局機能を担うという合意がなされた。そして、CIFOR で日本国政府との連絡を担当していた筆者が、Focal Point（連絡担当者）AFP に関する情報交換・連絡業務も担当することになった。

## AFP そのものと重点的課題に関する議論の段階

AFP の特徴は、パートナーの自発的な協力により、進行中の事業や活動の重複を減らし相乗効果を高めることで、それぞれの取り組みの効果的な促進を目指しているところにある。しかし、大半のパートナーがこのような認識をもつのは、2003年7月にインドネシアのジョクジャカルタで開催された第2回 AFP 実施促進会合以降のことである。事実、第2回会合で、多くの出席者に共通の疑問は、「AFP とは何か?」、「日本をはじめとするドナー国は AFP にいくら出資するのか?」であった。

このような疑問に答えたのは、AFP はパートナーが協調して具体的な活動を起こしていくことを目指す枠組みであるべきこと、全てのパートナーは対等であり、それぞれが互いの立場や考え方を尊重しつつ応分の責任をもって自主的に参加すべきことを、活用可能なあらゆる資金を活用すべきであること、各パートナーの参加の態様はそれぞれの関心事項や関心度合、投入できる資源などに応じて様々でありうることなど、AFP の基本的な考え方に関する林野庁の今泉氏による発表（今泉、2002）と、様々な質問に対する同氏の真摯な応答であった。なかでも「先進諸国のパートナーが率先して AFP の活動資金を拠出すべき。」という意見に対する、「たとえ言うなら AFP は、誰か一人がみんなにご馳走をふるまう晩餐会ではなく、それぞれが自慢の料理を持ち寄って楽しむ食事会のようなもの。ピクニックでお昼のお弁当のおかずを交換して楽しむようなイメージである。」との答えには、心の中で拍手喝采した。

筆者は、第2回会合に先駆け、上述の基本

的な考え方を含め AFP に関連する資料を出席予定者全員に送付していた。そのため、会議の場において上で述べたような疑問が繰り返し発せられたことに少なからず失望していた。しかし、参加者の合意に基づいた協調関係の構築には、資料を送付するだけでは不十分で、会議の場での丁寧な説明と質問に対する真摯な回答の繰り返しが必要であると学ぶことができた。

第2回 AFP 会合までは、AFP は独自の新しい活動を実施すべきという意見が少なからずあった。そのような意見に対して筆者は、まず既存の活動に関する情報を共有すべきという意見を返し続けた。それは、主として次の2つの理由による。1つめの理由は、過去に実施されたものおよび実施中の活動に関する情報無しに、ある活動を新しいと認知することなどできないためである。2つめは、進行中の活動を強化する方が新しい活動を始めるよりも現実的かつ効率的な可能性が高いためである。この背景には、第1回第2回会合のそれぞれで違法伐採対策、森林火災対策、荒廃地の修復という AFP の重要課題に関連した既存の取組みについての発表がなされてきたにも関わらず、相互協力を検討することなく「新しい活動、新しい活動」と繰り返す一部パートナーに対する反発もあった。「新しい活動」という言葉は筆者の耳には、「新しい活動をするから金をだせ」と聞こえていた。そして「知恵を出さないやつに金をだすやつがいるか。」という考えを、「まずは情報共有と相互協力のための議論を」に換えて口から出していた。ついつい「もしも私が援助機関の責任者だったら、あなた達の提案には絶対に予算をつけないだろう。」と口にしてしまったのは失敗だったが、今や昔の笑い話

である。

第2回会合では、AFP という枠組みに対する共通の認識と、優先的に取り組むべき課題に対する合意が得られた。その上で、具体的な行動をどのように実施して行くかについては、主要パートナーが改めて検討し、各パートナーに諮ることとなった。実は、いくつかのパートナーは、3日間の会議を通じて、「どうして日本、インドネシア、CIFOR、TNC が主要パートナーなのか？ 主要パートナーは他のパートナーに比べて強い権限をもつのか？ 誰が決めたのか？」等々、折にふれては主要パートナーという存在そのものに否定的な意見をだしていた。そのパートナーまでもが、主要パートナーが具体的活動の実施方針を改めて検討することに積極的な賛意を示したことも、今や昔の笑い話である。

## 情報共有と作業計画の共同実施の段階

さまざまな利害が交錯する複雑な問題に取り組むには、関係者相互の信頼と理解に基づく開かれた雰囲気の中で、定期的な対話を繰り返し続けていくことが必要である。AFP への参加は平等で開かれたものであり、政府、国際機関、民間団体・企業、そして市民グループなど、幅広いパートナーの自発性が尊重されている。AFP 会合には、パートナーに限らずアジア地域の森林問題に取り組む組織・機関が参集し、平等な立場で議論に参加してきた。AFP は、誰もが参加できる情報と経験を共有する正式な枠組みとして、定期的な直接対話の機会を提供してきた。2003年11月に第3回 AFP 実施促進会合が木更津で開催されたときには、それぞれの取組みに関する情報交換に基づいて、既存の取組みを強化したり、必要に応じて新しい取組みを効率的に立案・

実施したりする体勢が整いつつあった。そして各パートナーが自発的に提案する作業計画（ワークプラン）により AFP の活動が実施されるという方式が、第 3 回会合で提案され、現在に至っている。

AFP のパートナーは対等な立場で、AFP として進めるべき活動を提案することができる。提案を行ったパートナーは当該提案を実施に移すため積極的に他のパートナーをリードする役割を担う。他の AFP パートナーは提案されたワークプランに関して、活動への参加、情報提供等、それぞれが対応できる範囲でワークプランの円滑な実施に協力することができる。すでに実施中の取り組みであっても、AFP ワークプランとして提案し、新たな協力を募ることもできる。多くの取組みや事業は、計画段階で決められた予算や参画する組織および活動計画に縛られているのに対し、ワークプランによる AFP の活動は柔軟で自由度が高いという点で、革新的である。そして、組織体制および意志決定事項に対する最終的な合意にいたる以前から、現場での活動が実施されることを可能とした。

自主的な提案に対する自主的な協力によるワークプランの実施という AFP の革新性は、AFP が活動資金の裏付け無しに発足したことによると筆者は考えている。まとまった活動資金が準備されていないことを知って、AFP への興味を失ったパートナーもいる。しかし、もしあるパートナーが巨大な活動資金を提供していたら、AFP はそのパートナーの意向に従うパートナーのみが資金を得て活動する、独善的な枠組みとなったような気がする。また最悪の場合は、活動資金をめぐる摩擦や衝突がパートナー間に生じたかも知れないとも考えている。各パートナーが自発的にワーク

プランを提案し、賛同する他のパートナーの協力を得て実施にあたるという AFP の参加型の枠組みは、特定の資金源からの大きな予算が無かったことにより実現したとも言えるだろう。

こうして AFP は、特定の資金源をもたないままに、ワークプランという方法により活動を実施するようになった。しかし、不幸な誤解も生じている。活動費の支給を期待して、ワークプランを提案するパートナーがいるのである。そのようなワークプランに限って、活動目的も提案したパートナーが投入する資金および労力も不明瞭で、記載されている予算額が大きい傾向があると、筆者は感じている。

### 「情報交換事務局」から「事務局」に

冒頭で述べたように、第 5 回 AFP 実施促進会合で確定した事務局の役割が、研究機関としての CIFOR が果たすべき役割を超えなかったことにより、CIFOR は正式に AFP 事務局を担うことが決まった。AFP 発足当初から多くのパートナーが、AFP の事務局を担うことができるパートナーは CIFOR をおいて他にはないと考えていた。しかし、問題は事務局が果たすべき役割についての共通認識が無かったことである。CIFOR は、AFP に積極的に貢献するという方針を持っていたが、それは研究機関としての役割を逸脱しない範囲と限定していた。一部のパートナーは、事務局に対して AFP に関連する事業費を獲得し、他のパートナーとともに事業の実施にあたるという役割を期待していた。その一方で CIFOR が管理するなら AFP に 2 億円を超える事業費を拠出すると CIFOR に打診した国もあった。しかし事業費の獲得とその運営、研究に

無関係な事業費の管理は、CIFOR の果たすべき役割では無く、そのような期待や打診に答えることはなかった。このようなことから、CIFOR は実質的に事務局の機能を担っていたが、「情報交換事務局」とその役割を明示せざるを得なかったのである。

AFP 情報交換事務局として CIFOR は、パートナーから提供される情報に加え、研究活動を通じて蓄積してきた AFP の重要課題に関する情報を整理して、ウェブサイトに掲載した。またウェブサイトの更新情報を、パートナーおよび希望者に配信してきた。このような情報の蓄積と共有化は、国際研究機関としての CIFOR が果たすべき役割の 1 つでもある。そして AFP の重要な取組課題のそれぞれが、CIFOR の研究対象でもあった。しかしながら、AFP に関連した情報を把握して発信するとともに、AFP 会合開催準備をはじめパートナー間の連絡調整業務に対応するのは、研究者が片手間で対応できることではない。CIFOR が AFP 情報交換事務局としての責務を果たすことができたのは、日本国外務省からの事務局支援費によって優秀な事務局員を雇うことができたからである。

熱帯林の持続的利用を目的にする研究は、現場での取組みに協力・並行して実施する必要がある。CIFOR は情報交換事務局として、情報交換と対話の促進を通じてパートナー間の信頼関係の醸成に多大な貢献をした。その一方で、AFP を通じて CIFOR は、研究成果をより効果的に発信するとともに、現場で事業にとりくむ諸団体や政策立案者が必要としている情報、研究課題とすべき事案に接する機会を増やすことができた。AFP 事務局としての役割を担うことにより、CIFOR の研究活動がこれまで以上に、森林政策の立案や現場

での取組みに繋がったものとなり、熱帯林の持続的利用に貢献することを期待している。

## AFP 批判に答えて

「AFP は会議を繰り返しているだけで、具体的な行動が伴っていない。日本が AFP に資金を提供しないからである。」という批判を受けることが時々あった。そのような批判に対して、筆者は次のように反論してきた。まず、AFP 実施促進会合は、アジアの森林問題に取組諸団体の協力関係の醸成に貢献していること。そして、ホスト国の予算と担当者の多大な労力により、AFP 実施促進会合が開催されてきたこと。さらに、日本を含め AFP のパートナーは、それぞれに現場での取組みを実施しているため、AFP の事業として独立の新しい取組みをたてる必要は必ずしもないこと。これまでになされた努力を顧みない批判に貸す耳はないのである。AFP にも現場での取組みにも、改善の余地があることは、筆者も認めているところである。各パートナーに求められているのは、具体的な改善策を含む建設的な意見である。

## 終わりに

筆者が、AFP に深く関わることになったのは、CIFOR の日本人研究員としてインドネシアで暮らしていたためである。表にできることが多い立場であったことから筆者が目立ってしまったが、多くの人の努力により AFP は進められてきた。与えられた仕事に責任をもって取組む人達と、一緒に仕事ができたとを幸せに思う。お世話になった皆様に、この場を借りてお礼を申し上げたい。「ありがとうございました。」

参考文献とウェブサイト

- 1) Asia Forest Partnership (<http://www.asiaforests.org/>).
- 2) 外務省-地球環境-アジア森林パートナーシップ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/afp/index.html>).
- 3) 今泉裕治 2003 ,アジア森林パートナーシップ (AFP)第 1 回実施促進会合の概要 . 熱帯林業 57:2-6。
- 4) 今泉裕治 2003 ,アジア森林パートナーシップ (AFP)第 2 回実施促進会合報告・優先的取り組み課題と具体的行動の大筋を決定 . 緑の地球 71:5-6。
- 5) 今泉裕治 2004 ,アジア森林パートナーシップ (AFP)第 3 回実施促進会合・違法伐採対処のための合法性基準の明確化など作業計画を検討 . 緑の地球 72:7。
- 6) 大沼清仁 2004 ,アジア森林パートナーシップ (AFP)地域ワークショップ・AFP 強化を目指し市民社会・産業界の参加促進へ . 緑の地球 75:5-6。
- 7) 今泉裕治 2005 ,アジア森林パートナーシップ (AFP)第 4 回実施促進会合報告・AFP の強化に関する発表を採択 . 緑の地球 76:5-6。
- 8) 宮園浩樹 2006 ,アジア森林パートナーシップ (AFP)第 5 回実施促進会合の報告・真の対等パートナーシップに向け、組織・意志決定事項で合意 . 緑の地球 80:5-6。
- 9) 藤間 剛 2005 ,アジア森林パートナーシップ (AFP)における違法伐採対策のための合法性基準 . 熱帯林業, 64:2-8。
- 10) CGIAR (<http://www.cgiar.org/languages/lang-japanese.html>).
- 11) 内宮博文 2002, :新世紀における国際農学研究・CGIAR の役割. 国際農林業協力 26:68-76。
- 12) CIFOR Center for International Forestry Research (<http://www.cifor.cgiar.org/>).
- 13) CIFOR-POLEX 日本語版トップページ (<http://www.cifor.cgiar.org/polexjpn/>).

〔 独立行政法人 森林総合研究所  
企画調整部上席研究官 〕

## 市民社会から見たアジア森林パートナーシップ

岡崎 時春

### プロローグ - 1

2002年5月，ヨハネスブルグ環境サミット（WSSD）の準備会合がインドネシア・バリで行われた。日本からも多くのNGOが，ヨハネスブルグ・サミットで何かの成果を勝ち取るうと，準備会合の段階から参加した。私もFoEインターナショナルのメンバーとしてバリに出向いて，森林保護や貿易問題・エネルギー問題などの分科会に参加した。

会期中のある日に，外務省の地球環境課の方（大使の秘書役）に声をかけられ，朝海大使に面通ししてくれと言われ，大使と30分ほど雑談をした。この朝海大使が「アジア森林パートナーシップ」を日本のイニシャティブで，ヨハネスブルグ・サミットで立ち上げることをこの準備会合で始めて公表した。アジア森林パートナーシップは，日本の外務省の主導で立ち上がったように私には見えた。朝海大使との話の中では，市民社会・NGOの参加の形態は全く未知数のようであった。

### プロローグ - 2

2002年7月，東京三田の外務省会議所において，アジア森林パートナーシップの設立準備会合が催され，主として政府関係者ではあったが，東南アジア各国のみならず，欧米の先進国や，国連機関の参加があった。

---

OKAZAKI Tokiharu: Asia Forest Partnership observed from Civil Society Organization

「The Nature Conservation (TNC)」がNGOとして，AFPの事務局に参加することが決まった。TNC・インドネシアにいる，Dr. Nizel Sizer（ナイジェル・サイザー博士）がキーメンバーとして参加することとなった。Nizel Sizerは，「世界資源研究所」（WRI）の森林部門の部長をしていたころから，私と交流があった。この会合で日本の市民社会を代表して，私はAFPに対する期待と注文を述べた。私の発言に対し，Nizel Sizerから賛同の言葉を貰い，TNCとうまく連携すれば，違法伐採対策など何かがやれる，という感触を持った。

### プロローグ - 3

2002年8月，ヨハネスブルグ・サミットの政府系のイベント会場で，アジア森林パートナーシップの設立が宣言された。谷津農林大臣が議長をし，橋本元首相が基調演説を行った。質疑応答の場面で，私が，NGOが重要なパートナーであることを訴えたところ，従来から私と若干の面識のあった谷津大臣が，NGOとの協調を約束して下さった。ヨハネスブルグでは，20以上のパートナーシップ・イニシャティブが立ち上げられたため，アジア森林パートナーシップの進展は，ここではこれ以上は見られなかった。ヨハネスブルグでは，米国政府が全てに後ろ向きであったため，日本政府も動きが鈍く，逆に「国際環境議員連盟」（GLOBE）のメンバーである日本

の国会議員の活躍が目立った。谷津大臣は当時 GLOBE Japan の事務局長であった。

### 2002 年前後の国際森林保護市民団体の活動の重点は？

森林保護を標榜する国際市民団体には幾つかのグループがあるが、熱帯雨林の減少を食い止めようという NGO が国際ネットワークを作って調査・広報・政策提言などの活動を活発に行っていた。熱帯雨林で問題の地域は、アマゾン、中央アフリカ、そして東南アジアの 3 箇所と言ってよく、アマゾンに対しては北米と西欧の NGO が、アフリカに対しては西欧の NGO が、活発な森林保護活動を展開していた。東南アジアの熱帯雨林については、これまでは資金の比較的潤沢な西欧と米国の NGO が地元の NGO と組んで、どちらかと言うと個別の森林破壊の問題に取り組んでいたと言えよう。インドネシアにおける「World Wild Fund」(WWF)、TNC そして「The Environmental Investigation Agency」(EIA)、カンボジアにおける「Global Witness」(GW) などが、木材生産業者が持続可能な森林管理の下で伐採・製材加工を行うよう個別に訴えていた。インドネシア最大の NGO である WALHI は独自で、それぞれの地域で商業伐採に反対し続けてきた。NGO から政府、業界に対する纏まった働きかけは東南アジアではあまり見られなかった。

### 国際熱帯木材機関 (ITTO) に対する期待と失望

1986 年、熱帯林からの最大の木材輸入国である日本のイニシャティブで「国際熱帯木材機関」(ITTO) が発足した。政府・林産業界・市民団体の 3 者が持続可能な森林管理がなさ

れるよう木材生産・貿易を適正化して行こうとの目的で作られた。しかし年を経るにつれ、持続可能森林管理を目指すための調査やモデル林の育成プロジェクトは、森林関連国際機関のエリート官僚や林業技術専門家によって採択され、林産業界全体あるいは木材貿易の現場からは遠く離れた存在になったように思う。一方で熱帯雨林の減少スピードは 1990 年代に入って加速していると FAO で報告されるなど、ITTO の活動の効果を疑問視する NGO が多くなった。ITTO は「全ての熱帯林を 2000 年までに持続可能森林とする」という目標を持って活動を始めた筈だが、これが失敗に終わったとの自己評価を 2001 年に行った。2006 年に ITTO の存続が決定したが、林産業界も NGO も ITTO への期待は薄らぎつつあることを懸念している。

国連の場でも、森林保護の議論は活発だが、国際間の取り決めには程遠い

ヨハネスブルグ・サミットの 10 年前の、1992 年のリオ・サミットでは、「生物多様性条約」が締結されたが、森林保護に関しては何ら拘束力のない「森林原則声明」が採択されたに留まった。生物多様性条約と並ぶ「国際森林条約」というようなものが作られることを、世界の市民社会は、10 数余年期待してきた。森林原則声明に基づき、「森林に関する政府間パネル」(IPF)(1995-1997)、「森林に関する政府間フォーラム」(IFF)(1997-2000)そして「国連森林フォーラム」(UNFF)(2000～継続中)と議論の場は続けられたが、木材輸出国や業界の利害が相反して、森林管理や木材貿易に拘束力を取り入れるような条約には、到底集約していない。国際森林 NGO もこれらの会議には参席してきたが、ここも

森林専門家や一部外交官の社交場になってしまった、と揶揄する NGO もいるほどだ。国連食料農業機関(FAO)傘下の森林部門は、森林資源保護のための地道な活動はしているが、国際的な政策や、各国の林業政策への関与は、その仕組み上難しいと言えよう。

## AFP 発足に当って、国際森林保護市民団体が期待したこと

国連主導の「森林条約」が日の目をみないし、ITTO も初期の目標を達成してないので、アジア各国の NGO の中には、政府の対策には頼らないで、個々の現場で、業者に対し、あるいは対自治体に対する要求・交渉あるいは示威活動・伐採阻止などの直接行動に出る戦略に出るようになった。一方先進国にいる国際 NGO は当該国の政府あるいは国連などの窓口を通さないと中々活動しにくい面があった。リオ・サミットから 10 年目に現れた「アジア森林パートナーシップ」の構想は、当初から NGO ともパートナーシップを組むとの話があった。しかしアジアの大概の NGO は、ITTO の 2 の舞ではないか？と直ぐに懐疑的になった。2002 年 7 月の東京の準備会合に出てきた NGO は TNC だ。元来、森林保護活動をしていたアジアの NGO には声が掛からなかった。かなりのアジアの森林 NGO はこの時点でそっぽを向いたように私は感じた。TNC は米国の NGO で、これまでアジアの森林 NGO とは一線を画して活動しているし、TNC の資金源は米国政府や国連傘下の「世界環境基金 (Global Environment Fund, GEF)」で、政府系 NGO とのレッテルが貼られていたし、それが木材業界を規制するような施策を打ち出せる筈がないとも思った。TNC は AFP のインサイダーになることによ

り、団体の運営資金の獲得を狙ったものと皆理解している。日本から「(財)地球環境戦略研究機関」(IGES)や「(財)地球・人間環境フォーラム」が NGO として参加と記載されているが、これらは元々「市民団体」とは見られてないし、これまでの活動実績からも、これは名前を連ねただけだと見られた。当初から AFP に対する市民社会の期待はそれほど大きいものではなかった。

## FoE Japan はどうして AFP の正式メンバーにならなかったか？

NGO には色々なタイプがある。途上国の貧困救済などを現地で行う NGO は日本では「開発型 NGO」と呼ばれ「家族計画国際協力財団」(JOICFP)のような大きな組織体が多くあり、これらは会員からの会費収入よりも ODA などの政府の援助資金に頼るところが多い。一方、私が代表を務める FoE Japan は「政策提言型 NGO」と呼ばれ、途上国や欧米の NGO と連携して、国連などの国際機関や、自国政府の政策、特に環境・生物多様性や社会・人権問題について市民の声を代弁する活動をしている。

アジア森林パートナーシップは市民社会とのパートナーシップを目指しているが、2 国間ではなく多国間であり、プロジェクトありきではなく、どうすれば森林減少が食い止るかという「政策的枠組み」を先ずは作らねばならず、所謂「政策提言型 NGO」の出番と思われる。この観点からすると TNC は「開発型 NGO」に近く、市民社会の本当の味方かという疑問は残る。一方「FoE Japan」のような「政策提言型」NGO は組織的には極めて小さく、資金的には更に微力であり、政府と比肩するとかかなり見劣りがする。これが政府から我々



のような政策提言型 NGO を AFP の中核にしようとの声が掛からなかった理由と想像している。第 1 回 AFP 会合以降、日本政府から FoE Japan に対し、正式メンバーへの勧誘もあったが、メンバーになるメリットが見出せぬまま今日に至っている。メンバーでないからといって、会議での「FoE Japan」の発言や政策提言に対する制約はこれまで全くなかった、そして日本の市民社会の意見を充分代弁出来る機会が与えられて来たと考えている。

### アジア森林パートナーシップには、NGO に対する活動資金の支援がない？

私個人は AFP の主導国である日本政府の、NGO に対する資金面でのサポートを期待して当初から積極的なコンタクトを取ったのだが、政府筋からのコミットが何もなく、これが「FoE Japan」がメンバー登録を見送ったもう 1 つの理由でもある。

アジアの森林 NGO の大きな誤算は、AFP の枠組みが決まれば、それぞれの具体的なプロジェクトに NGO が起用され、かなりの額の資金がアジアの国々の NGO に流れてくるだろうと期待したことである。途上国政府も日本政府の資金的支援を期待していたと思われるが、情報共有の場を提供するだけの資金のみを事務局に、過去 3 年間拠出したに過ぎない。策定されたアクションプランも盛り込まれたプロジェクトは、既存の 2 国間協定に基づくものや、ITTO からの横滑りのものなど、新たな資金源からのものは見当たらない。

### ロシアの参加 - ITTO から一步前進 - そして中国も

FoE Japan は 10 年以上、極東ロシアの自然保護に携ってきた。近年は特に「違法伐採」

問題に取り組んできた。ITTO が違法伐採問題に対する表向きの取り組みが遅れていたのに対し、AFP は最初から違法伐採問題の解決を目途に立ち上がった。インドネシア・マレーシアなどでは、すでに違法伐採の実態はほぼ明らかになり、政府も取り締まりに積極的に動き出す機運にあった。一方のロシアは実態が明らかでないことを背景にロシア政府も盗伐（全伐採の 1% 以下）しか違法伐採はないとの態度を取り続けてきた。日・欧・米の NGO が、違法伐採の断片的な実態を、国際機関に訴えてきたのが実状である。「FoE Japan」は AFP の最初から極東ロシアの NGO 参加を日本政府に要請した。最初はオブザーバー参加だったが、3 回目以降はロシアの NGO も参加するようになった。極東ロシアの違法伐採の実態が AFP の場で公表されたのは大きな成果であると私は考えている。ロシアの違法伐採木材の最大の輸入国となった中国が第 4 回目以降に参加したのも大きな意義のあることだ。これも「FoE Japan」が日本政府に要請し続けた結果かと考える。

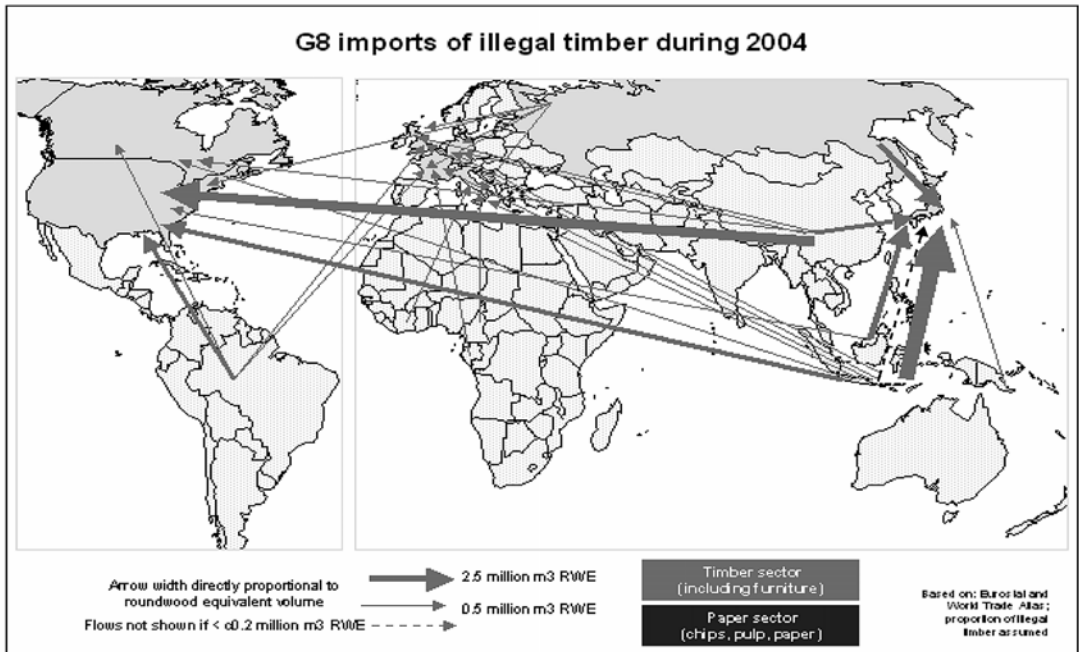
### AFP の齎した副産物 - G8 サミットの違法伐採対策と並行して

1998 年以降、G8 サミットで毎年「違法伐採対策」が議題に上がった。ロシアが昨年、違法伐採に取り組むことを表明したので、今年のロシアで行われる G8 でもまた議題に上がることは必死だ。AFP は発足時には、違法伐採・森林火災・森林荒地復旧の 3 本柱で行く予定だったが、G8 サミットに影響され、毎回、違法伐採が主たる討議対象となった。違法伐採問題の解決を最優先と考える「FoE Japan」に取っては、AFP は格好の活躍の舞台を提供頂いた。2003 年のジョクジャカルタ

での AFP ワークショップには、自民党の「違法伐採問題検討小委員会」の国会議員が 4 名も参加頂くなど、日本の中での「木材調達」のグリーン化に大きなきっかけを作ってくれたと考えている。

全木連の中には 2001 年に「違法伐採対策委

員会」が作られ、これが 2004 年に「AFP 支援委員会」と改組されて存続している。ここも「FoE Japan」にとっては効果的な政策提言の場であり、木材業界の理解も徐々にではあるが進んでいると考えている。



(注目点)

日本：インドネシア・極東ロシア・マレーシア，そして中継国である中国から輸入。

米国：中国から大量の建材と家具，その原木は東南アジアとロシアから輸入。

欧州：インドネシア・アマゾン・中央アフリカ・ロシア，世界中から分散輸入。

紙（図中の黒破線矢印）：違法伐採チップを原料にした紙はインドネシアから日本に。

2004 年・G8 サミットに提出された，WWF による違法伐採国別割合の推定値

ロシア	27% (北西ロシア), 50% (極東ロシア)
インドネシア	73%
カンボジア	94%
ベトナム	22% - 39%
ブラジル	80% (アマゾン流域), 66% (パラ州)
ペルー	80%
エクアドル	70%
カメルーン	50%

出典 “Scale of illegal logging around the world currently available estimates”, WWF European Forest Program, April 2004

図 G8 の違法伐採木材の輸入量・2004 年・WWF-European Forest Program による推定値

AFP は、情報共有と啓発の場として、これを最大限に活用する - NGO の当面の戦略？

AFP 発足後 3 年半を経過してようやく AFP の取り扱う対象範囲が見えてきたし、その限界も容認せざるを得ないと考えるに至った。NGO 側にはパートナーシップという言葉に惑わされて、過大の期待があった。NGO の意見や要求が殆ど取り入れられなくなった、ITTO や UNFF に足りない何かを期待したが、資金的な壁や、政府側の意向に沿う NGO がなかったことなどで、情報共有と業界啓発の場ではないことが明らかとなった。

AFP の会議の場で NGO にとって興味ある点は、インドネシアとマレーシア間の丸太の密貿易で両国政府あるいは業界の、違法行為の責任の擦り合いだ。第 3 回会合以降 3 回も同じような発言があったが、私には微妙に変化していると感じた。両国の政府も業界もこれらの責任の擦り合いの一方で、徐々にではあるが違法伐採木材の違法貿易に対する、取り締まりや対策を講ずる兆しが見えてきたからだ。

もう 1 つの興味ある点は、ロシア・中国間の違法伐採材の貿易だ。第 5 回会合でのロシア NGO のプレゼンテーションが日本・外務省のホームページに記載され、AFP の場でロシアに違法伐採ありと公表された格好になったことだ。日本のロシア材の輸入業界はロシアの違法伐採材は日本に入っていない、あるとすれば中国経由だといひ続けてきた。NGO としては、ロシアの違法伐採材について、業界やロシア政府・中国政府に対するアプローチの手段が今までなかった。ところが、2005 年に入ってロシア政府が組織的な違法伐採があることを認め、「欧州・北アジアにおける森林

法の施行とガバナンス(ENA-FLEG)」を立ち上げ、2005 年 11 月にはサンクトペテルブルグで閣僚級会議が持たれた。

ロシア政府は未だ AFP に正式参加はしていないが、NGO としては ENA-FLEG の会合などを通じてロシア政府の AFP への参加を促したい。中国政府は AFP のメンバー国になってはいるが、自国内の違法伐採対策を優先しており、越境移動してくる違法伐採原木あるいは再輸出される違法木材製品に対する認識は浅く、対策についてはこれからだと思われるが、AFP の枠組みを通してでも中国政府・業界に粘り強く働きかけて行きたいと願っている。

参考 webpage

(AFP はキャンペーンなので学術論文はあまり見当たらない。Webpage が参考になると考えます。)

- 1) 政府系機関 (ITTO・FAO・外務省・環境省・林野庁) の活動は、それぞれのホームページに AFP 関連の記事があります。(ドメイン名: 略)
- 2) 研究機関としては CIFOR (ホームページ: <http://www.cifor.cgiar.org/>) が各種関連記事を掲載していますが、CIFOR が AFP の事務局を担当しているので、AFP に関しては独自のホームページ: <http://www.asiaforests.org/scripts-afp/default.asp> が参考になります。
- 3) 市民団体としては、国際環境 NGO・FoE Japan の森林関連ホームページ <http://www.foejapan.org/forest/index.html> および <http://www.fairwood.jp/> にアクセスすると関連記事が見られますし、AFP に関連する NGO にリンクも出来ます。

(国際環境 NGO FoE Japan 代表理事)

## 「国際農林業協力」誌編集委員（五十音順）

池上 彰 英	（明治大学農学部助教授）
板垣 啓四郎	（東京農業大学国際食料情報学部教授）
勝俣 誠	（明治学院大学国際学部教授）
紙谷 貢	（前財団法人食料・農業政策研究センター理事長）
二澤 安彦	（社団法人海外林業コンサルタント協会専務理事）
西牧 隆 壯	（独立行政法人国際協力機構農村開発部課題アドバイザー）
安村 廣 宣	（社団法人海外農業開発コンサルタント協会専務理事）

### 編 集 後 記

本号は、森林・林業をとりまく国際的トピックスを取上げ編集した。

森林は、土地や生物多様性の保全、水源の涵養、木材生産、地球温暖化の緩和など人類にとって極めて大切な資源である。森林は、そもそも再生可能な資源であるはずなのに世界の現状を見ると、消失・劣化が進み憂慮すべき状況にある。このような状況に対処するため国際的に多くの取組みがなされているが、今回取上げたのは、日本のイニシアティブで2002年に発足した「アジア森林パートナーシップ（AFP）」についてである。

AFP設立の経緯と意義、取扱う課題及び我が国政府と市民社会による貢献などを、AFP活動に直接携わっておられる方々に論述していただいた。編成についてご指導をいただいた二澤編集委員及び有益な講説をご執筆いただいた著者の方々に、お礼を申し上げる。

森林面積の減少率が高いアジアにおいて森林の消失・劣化をくい止め、さらに森林がもつ再生可能機能を回復させるためのアジア諸国、ドナー国、国際機関及びNGOなどの協力による取組についての理解・活動の促進に本号が役立つことを願っている。

（H.T.）

## - 賛助会員への入会案内 -

当協会は、賛助会員を募集しております。個人賛助会員に入会されますと、当協会刊行の次の資料を無料で配布することとしております。

多くの方々が入会されますようご案内申し上げます。

「国際農林業協力」(年6回発行)

「Expert Bulletin」(第3回発行)

なお、法人賛助会員については、上記資料以外にカントリーレポート等を配布いたします。

平成 年 月 日

〔法人〕 賛助会員入会申込書  
〔個人〕

社団法人 国際農林業協力・交流協会  
会長 真木秀郎 殿

住 所 〒

T E L

法 人

ふりがな  
氏 名

印

社団法人国際農林業協力・交流協会の〔法人〕 賛助会員として平成 年度より  
〔個人〕  
入会いたしたいので申し込みます。

なお、賛助会費の額及び払い込みは、下記のとおり希望します。

記

1. 賛助会費 円  
2. 払い込み方法           ア. 現金           イ. 銀行振込

- (注) 1. 法人賛助会費は年間 50,000 円以上、個人賛助会費は 5,000 円（海外は 10,000 円）以上です。  
2. 銀行振込は次の「社団法人 国際農林業協力・交流協会」普通預金口座  
    をお願いいたします。  
3. ご入会される時は、必ず本申込書をご提出願います。

みずほ銀行本店 No. 1803822
三井住友銀行東京公務部 No. 5969
郵便振替                   00130 - 3 - 740735

## 農林業技術相談室

- 海外で技術協力を携わっている方のための -

ODA や NGO の業務で、熱帯などの発展途上国において、技術協力や指導に従事している時、現地でのいろいろな技術問題に遭遇し、どうしてもよいか困ることがあります。JAICAF では現地で活躍しておられる皆さんのそうした質問に答えるため、農業技術相談室を設けて対応しております。

相談は無料です。ご質問に対しては、海外技術協力で経験のある技術参加者が中心になって、分かりやすくお答え致します。内容によっては他の機関に回答をお願いするなどして、できるだけ皆さんのご要望にお答えしたいと考えております。どうぞお気軽にご相談下さい。

### 相談分野

作物：一般普通作物に関する問題，例えば品種，栽培管理など  
(果樹，蔬菜，飼料作物を含む)

土壌肥料など：土壌肥料に関する問題，例えば施肥管理，土壌保全，有機物など

病虫害：病虫害に関する問題，例えば病虫害の診断，防除（制御）など

### 質問宛先

国際農林業協力・交流協会技術相談室 通常の相談は手紙またはFAXでお願いします。

〒107-0052 東京都港区赤坂 8 丁目 10 番 39 号 赤坂 KSA ビル 3 F

T E L : 03-5772-7880 (代), F A X : 03-5772-7680

E-mail : info@jaicaf.or.jp

国際農林業協力 Vol. 28 No. 6 通巻第 142 号

発行月日 平成 18 年 3 月 28 日

発行所 社団法人 国際農林業協力・交流協会

編集・発行責任者 専務理事 佐川俊男

〒107-0052 東京都港区赤坂 8 丁目10番39号 赤坂 KSA ビル 3 F

TEL(03)5772 - 7880 FAX(03)5772 - 7680

ホームページアドレス <http://www.jaicaf.or.jp/>

印刷所 株式会社 創造社

# International Cooperation of Agriculture and Forestry

Vol. 28, No.6

## Contents

Asia Forest Partnership and Model Forest Network

OZAWA Fusho

**Special Topics: Asia Forest Partnership (AFP) –Comprehensive Efforts to  
Reforestation and Forest Conservation Collaboration with National and  
International Organizations, and Non Government Organizations**

The Promotion of the Sustainable Management of the World's Forests  
and the Asian Forest Partnership

MIYAZONO Hiroki

Significance of Mutual Understanding and Cooperation Among Countries Through  
the Asia Forest Partnership (AFP)

IWASAKI Taira

Asia Forest Partnership and Measures Against Illegal Logging

KOBAYASHI Shinichiro and SUZUKI Kenichi

Asia Forest Partnership, Form a View Point of CIFOR Scientist

TOMA Takashi

Asia Forest Partnership Observed from Civil Society Organization

OKAZAKI Toshiharu